

御宿町告示第32号

平成23年御宿町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月9日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1. 期 日 平成23年6月16日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成23年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年6月16日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会報告について
日程第 5 議会改革委員会報告について
日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	渡辺晴久君

保健福祉課長 多賀孝雄君 会計室長 佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬由紀夫君 係 長 市東秀一君

◎開会の宣告

○議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

東日本大震災から3カ月が経過いたしました。地震や津波の直接的な被害のみならず、原発事故による影響が極めて深刻な状況をもたらしております。被災された方々が一刻も早く以前の生活を取り戻せますよう、心からお祈りを申し上げます。

本日、平成23年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成23年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から月例出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴席に申し上げます。

本日は傍聴席が混雑しておりますので、けがのないように注意してください。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。

（午前 9時00分）

◎表彰

○議長（新井 明君） 会議前に、千葉県町村議会議長会特別自治功労者表彰及び自治功労者表彰の伝達を行います。

特別自治功労者表彰は18年以上、自治功労者表彰は11年以上にわたり議会議員として地域住民の負託を受け、町発展のために尽力したことによるものです。

事務局から表彰者の紹介をいたします。

○事務局長（岩瀬由紀夫君） それでは、千葉県町村議会議長会特別自治功労者表彰、石井芳清様、自治功労者表彰、式田孝夫様。

議場中央へお願いします。

○議長（新井 明君） 表彰状、千葉県御宿町、石井芳清殿。貴殿は多年町村議会議員として地方自治振興発展に貢献され、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを特別表彰します。

平成23年6月1日、千葉県町村議会議長会会長、中村秀美。おめでとうございます。

（拍手）

表彰状、千葉県御宿町、式田孝夫殿。貴殿は多年町村議会議員として地方自治振興発展に貢献されました。その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成23年6月1日、千葉県町村議会議長会会長、中村秀美。おめでとうございます。

（拍手）

◎会議録署名人の指名について

○議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名をいたします。5番、石井芳清君、6番、伊藤博明君にお願いします。

◎会期の決定について

○議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により本日から2日間とし、本日は議長から諸般の報告及び石田町長から今定例会に提出された4議案に関する提案理由の説明と諸般の報告を求め、石井調査特別委員会委員長から御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会報告、石井議会改革委員会委員長から議会改革委員会報告を求めた後、一般質問を行います。

明日17日は、報告第1号及び議案第1号から第4号まで並びに発議第1号について、順次上程の上、質疑の後採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、本日は諸般の報告、委員会報告と一般質問を行い、明日17日は議案質疑、採決を行うことに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(新井 明君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、初めに私から議会の諸般の報告を行います。

4月7日、第2回総務委員会協議会、第3回全員協議会、第7回議員協議会を開催し、13日に夷隅郡町村議会議長会総会、25日に第1回御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会、26日に第1回教育民生委員会協議会、27日に第2回調査特別委員会を開催しました。

5月11日、第3回調査特別委員会、第5回議会改革委員会を開催し、16日に第2回産業建設委員会協議会、17日に第4回調査特別委員会、議会運営協議会、第2回臨時会、20日に千葉県町村議会議長会正副会長会議、23日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合全員協議会、第8回議員協議会、25日に第6回議会改革委員会、31日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合臨時会に出席をいたしました。

6月1日、千葉県町村議会議長会定例会に出席し、2日に第4回全員協議会、第7回議会改革委員会、第9回議員協議会、7日に議会運営委員会を開催しました。

以上で議会の諸般の報告を終わります。

続きまして、今定例会に際し石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに平成23年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

本定例会にご提案いたします案件は、繰越明許費繰越計算書のご報告と条例改正案3件、補正予算案1件をご審議いただくことといたしました。開会に先立ちまして各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成23年第1回定例会においてご議決いただきました平成22年度御宿町一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費を、別添繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

議案第1号 教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、7月1日から教育長の給料月額を3割減ずるために条例の一部改正をお願いするものです。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、御宿町では現在任用がございませんが、一般職の非常勤職員について条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令に合わせ、国民健康保険税の課税限度額の改定をするものです。

議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第3号）でございますが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに4,350万円を追加し、補正後の予算総額を32億6,950万円とするものです。

主な内容は、東北地方太平洋沖地震で配布した防災備蓄品の補充や備蓄物資の購入、さらには避難誘導看板の設置など防災関連費用のほか、旧御宿高校の施設購入、堺川生活排水処理施設の管理費等について追加補正をお願いするものです。補正財源は、県支出金などのほか平成22年度からの純繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

6月2日にいすみ鉄道株式会社の取締役会が招集されました。3日には高齢者スポーツ大会が開催されました。同日、国保運営協議会が招集され、本定例会提出議案をご審議、ご決定いただきました。6日にはメキシコのラミレス・マリン下院議長を団長とする視察団一行が来庁されました。新井議長とともに歓待するとともに、今後の本町とメキシコ合衆国の交流の進展について、ルイス・カバーニャス駐日大使をまじえ有意義な懇談ができました。一行は、メキシコ塔で献花の後、ロドリゴの上陸地を視察し、宿泊先である東京へ向かいました。

8日は、社会を明るくする運動、夷隅地区大会に関する会議が本町で開催されました。同日、在京メキシコ大使館におけるラミレス・マリン下院議長の歓迎会に、新井議長とともに参加してまいりました。

以上でございます。

ご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明及び諸般の報告を終わります。

○議長（新井 明君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会報告について

○議長（新井 明君） 日程第4、御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会報告について、御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会委員長、石井芳清君から、調査特別委員会報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

（5番 石井芳清君 登壇）

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会報告をさせていただきます。

お手元にお配りをさせていただきました文書を読み上げて、報告にかえさせていただきます。

御宿台は、地域活性化を目的として千葉県が基盤整備を行い、開発事業は西武不動産（株）が担当した。夷隅地区開発事業に関する4者協定書により、千葉県、大原町、御宿町、西武不動産（株）の開発に関する取り決めが締結された。

特別委員会の調査事項の一つである御宿台の環境整備については、御宿町は、学校用地等が4者協定により公共的な用地として移管されるべきであるにもかかわらず移管を受けず、造成後に登記されてから長期にわたって施設整備がされないばかりか一部山林の状態となっており、著しく環境を害している。当初の目的の学校や保育所の建設に至らなくても、芝生公園や市民農園など軽微な整備で住民に利用されてしかるべきであった。

土地利用という観点から、御宿台ひいては御宿町の価値を引き下げるものとなっている。特に御宿町は、平成23年度より景観行政団体の認可を受けており、範を示す立場でもある。環境保全についても4者協定、御宿町環境保全条例に基づき指導するべきであるにもかかわらず、未整備のまま放置され指導を怠っていたことは適切さを欠いた対応であり、速やかに整備すべきである。議会からの指摘により、西武鉄道（株）への指導を行い、草刈り、木の伐採が一部に実施された。

今後、御宿台の環境整備について適切に指導し、より一層の環境保全に努めるとともに、年度計画の提出を依頼されたい。

特別委員会の2つ目の調査事項である御宿台の固定資産税賦課事務については、平成18年1月27日に4者で取り交わした確認書の第4条において、学校用地等は造成工事の完了を確認し、西武鉄道（株）・いすみ市・御宿町の協議により用途変更が可能となったこと及び現況からの判断により本来であれば宅地課税が適当と判断される。また、このような確認書は疑義を生ずる文面となっており、今後は第三者（弁護士や議会）の意見を取り入れ、町の利益保全に充分注意されたい。

御宿町は、地方税法に定める課税権により、御宿台の学校用地等の課税については、その土地に建物が建築されるか販売される等の利用状況及び宅地と認定するのに充分ではない現況を踏まえて、雑種地課税としたものである。

御宿台での過去の経緯においても、開発区域が宅地に統一して登記され、千葉県から西武不動産（株）へ所有権移転された当初はすべて雑種地課税され、区画ごとに分筆されて造成が完了し、販売できる状況になって雑種地課税から宅地課税に変更している。学校用地等は引き続き何ら利益を生まない土地であるが、雑種地としての現況課税は一般町民から見て不公平感を持つものである。

御宿台では、2万8,081平米という広大な土地が長期にわたって不適切な状態に置かれていたことは、町としても大きな損失であり、一刻も早くその是正が求められる。今後、4者協定の中で適正な利用目的を定め、それに伴う税体系に速やかに移行し、不公平感の解消に努めていただきたい。また、御宿町全域を考えた場合には、登記地目が宅地である土地の現況による雑種地課税については疑義を生じる場合もあるため、御宿台のみの認定基準ではなく町全体としての認識をし、その認定には慎重かつ適切に行われるべきである。

平成23年6月16日、御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会委員長、石井芳清。

以上であります。

○議長（新井 明君） 以上で、御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会報告を終わります。

◎議会改革委員会報告について

○議長（新井 明君） 日程第5、議会改革委員会報告について。

議会改革委員会委員長、石井芳清君より議会改革委員会報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

登壇の上、報告願います。

5番、石井芳清君。

（5番 石井芳清君 登壇）

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

それでは、お手元に配付をさせていただきました文書を読み上げまして、報告とさせていただきます。

議会改革委員会報告。

議会改革委員会は、平成23年1月24日に第1回の委員会を開催し、その後、2月17日に第2回、2月24日に第3回、3月31日に第4回、5月11日に第5回、5月25日に第6回、6月2日に第7回の委員会を開催いたしました。

この協議の中で、議員定数、報酬、政務調査費、常任委員会や一般質問における反問権、議員同士の討論、議会議員を評価する制度、情報発信としてのホームページの活用などについて検討してきました。

改革項目については、6月議会の報告（条例改正を含む）とする項目と、10月からの新しい議会改革委員会で協議する項目に分けることといたしました。6月議会で報告する項目は、1、定数、2、報酬、3、政務調査費、4、常任委員会とします。

1、定数。

定数減を求める要望書も提出されたが、平成10年10月に16名から14名に、平成18年3月に14名から12名に減らした経緯があり、民意（選挙）を酌み取るためにはこれ以上の減は考えづらく、現状の人数が適切であると考えます。

町民からは、議員の数より議員の資質が問われており、議員・議会がみずから身を律して前向きに活動し、報告を行うなど、住民の負託にこたえる議会が求められる。

定数については、こうしたことを踏まえ、今後も町民の意見を取り入れて検討していくものとする。

2、報酬。

東北関東大震災に対する復興等の影響により、地方交付税等の歳入の減額が見込まれる。今後、公務員給与が削減された場合、議員報酬もそれに準じた取り扱いが必要になる。状況がはっきりしてきたときに見直しを考えるものとする。

3、政務調査費。

平成13年4月1日から月額5,000円、平成21年4月1日から月額3,500円と減らし、領収書の添付を義務づけるなど透明性を高めてきた。調査費としては充分とは言えないが、増額する状況にはなく現状のままとする。

4、常任委員会。

本来であれば議員の定数を増やすべきという意見もある中で、平成18年の地方自治法改正で委員会の兼務が可能となったことにより、常任委員会は3つのままで1人が2つの委員会に属するようにする。常任委員会の委員定数は8人とし、広く意見を聞き議会の活性化につなげる。

6月議会に御宿町議会委員会条例の改正案を提出する。

平成23年6月16日、議会改革委員長、石井芳清。

以上でございます。

○議長（新井 明君） 以上で議会改革委員会報告を終わります。

◎一般質問

○議長（新井 明君） 日程第6、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いをいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

◇ 小 川 征 君

○議長（新井 明君） 通告順により、7番、小川 征君、登壇の上、ご質問願います。

（7番 小川 征君 登壇）

○7番（小川 征君） おはようございます。7番、小川でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

災害対策に関する質問でございますけれども、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、莫

大な被害者数が明らかになるにつれ、事前にもっと対策をとっていただいている方も多いのではないのでしょうか。今回の地震において、御宿町町内における被害は比較的少なかったとはいえ、過去、外房沿岸において津波被害を受けたと考えられるのが延宝地震（1677年）と元禄地震（1703年）による津波です。この津波では多数の死傷者が出たということもあり、今回の地震をさらなる教訓として今後の一層の災害対策が不可欠だと思います。

災害は忘れたころやってきますが、東日本大震災が発生してから3カ月が経過いたしました。日本最大の地震により破壊的な被害を発生した津波の恐怖は、だれもが脳裏に焼きついていると思います。また、私は自治体職務に携わる身として、消防車両を初め多くの防災施設が被災する中、何よりも地域防災のかなめである消防団の殉職者が約200名以上とも聞いております。家族にとっても、地域にとっても残念でなりません。いまだ不明者70人、消防車両が301台と聞いております。

私は、地震発生直後の3月18日、県内で最も津波による被害の大きかった旭市を訪問してきました。特に飯岡地区では沿岸部の住宅を津波が襲い、死傷者や家屋倒壊の悲惨な現場を見ると、本当に地震の持つ恐ろしさを肌で感じました。我が国は島国であり、地震が発生した場合ほとんどが津波を引き起こし、多くの犠牲者を出してまいりました。町においても、危機管理体制が十分に整っていると思いますが、町沿岸に津波警報が発表された場合の対応について、また、今回の東日本大震災を踏まえ地域防災計画及び津波ハザードマップの見直しをするのか、また、避難対策についてお伺いしたい。

私も、これまでたびたびにわたって一般質問で災害対策の重要性を訴えてきましたが、皆さんにも考えてもらう機会だと思いますので、危機管理についてお伺いしたいと思います。

それでは、（1）でございますけれども、御宿町沿岸に津波警報が発令された場合の対応について、災害時の危機管理はどうなっているか。

（2）東日本大震災を教訓に、現行の地域防災計画及びハザードマップ等を具体的に見直しているのか。県の防災計画の根本的な見直しを踏まえ、町地域防災計画へどう反映し、見直しを進めるべきか。津波ハザードマップ等の避難対象地域の見直しをするのか、避難路・避難場所の見直しを行うのか。

（3）避難対策について。

①園児・児童の避難訓練の誘導及び避難場所について。

②災害時要支援者避難支援個別計画の進捗と具体的な取り組みはどうか。

③避難誘導看板をいつ、どのような基準で整備を進めるのか。

④備蓄している緊急救援物資や災害時の飲料水・生活水の供給はどのくらいの避難者に対応しているか。

⑤東日本大震災を教訓とした実践的な防災訓練を実施するのか。実施する場合は、どのような訓練を予定しているのか。

⑥各種防災協定の状況と今後の予定はどうなっているのか。

以上でございますので、(4)のほうはこの後にさせていただきます。

○議長(新井 明君) 氏原総務課長。

○総務課長(氏原憲二君) それでは、通告のご質問に従いまして回答させていただきます。

まず1点目の、災害時の危機管理はどうなっているのかということに対しまして、お答えを申し上げます。

御宿町沿岸に津波警報が発表された場合の対応であります。気象庁から発令される大津波警報、津波警報を全国瞬時警報システムにより、いち早く防災行政無線からサイレンを吹鳴し、まずは高台に避難を呼びかけ、津波の到達時間など情報が入り次第防災行政無線により伝達することとなっております。町災害対策本部の設置、情報収集、役場拠点の機能維持を確保し、職員におきましては昼夜を問わず町地域防災計画に基づき行動することとなっております。

議員もご承知のとおり、災害が発生した場合、初動体制が最も重要であり、迅速かつ的確な対応をとれますように、組織や人事編成、非常時の権限整備など災害危機に備えてまいります。

次に、2点目の県の防災計画の抜本的な見直しを踏まえ、町地域防災計画へどう反映し、見直しを進めるのかというご質問であります。県の防災計画の抜本的な見直しにつきましては、今年度中に千葉県では見直しをするということになっております。東北地方太平洋沖地震により発生した被害を教訓に、平成23年度から津波想定波高の見直し、液状化対策について検証を進め、県防災計画の見直し作業が現在行われておるところであります。

町地域防災計画につきましては、県防災計画に準則し一体的でなければならないことから、こうした県の防災計画の見直しの内容を注視してまいります。本年度は津波避難計画の策定と資料収集等検証作業を進め、平成24年度に町地域防災計画の見直しを終えたいと考えております。

津波避難計画策定の趣旨とその内容についてというご質問であります。千葉県では津波避難計画策定指針を昨年10月に策定し、県民の安全を守るため、本指針を参考に速やかに津波避

難計画の策定をするよう通知があったところであります。

御宿町におきましても、昨年度末より策定に向け準備を進めてまいりました。今般の震災により早期策定をし、いざ津波が来襲した場合に町と消防団、自主防災組織、住民の皆さんが迅速かつ的確に行動することができるようにしておくため、地域防災計画における避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものであります。骨子案はおおむね策定済みであります。最も重要とされる避難場所につきましては、今後の区役員、自主防災組織や住民の皆さんのワークショップによりご意見をいただきながら、決定をしてまいります。

内容といたしましては、避難計画、初動体制、避難勧告・指示の発令、災害時要援護者避難対策、津波に対する教育・啓発及び訓練の実施などとなっております。早期作成を進め、町民の災害意識の啓蒙に役立ててまいりたいと考えております。

次に、津波ハザードマップの避難対象地域の見直しをするのかということではありますが、津波ハザードマップの避難対象地域の見直しにつきましては、町に過去最大8メートルの津波をもたらした延宝地震・元禄地震を想定し、県が行った浸水被害シミュレーションをもとに平成20年度町の津波ハザードマップを作成いたしました。今後、過去の最大津波高8メートルに対して、東北地方太平洋沖地震を教訓に津波高の設定についてどうするのか、県や近隣市町の動向を踏まえ、町の津波ハザードマップの避難対象地域の見直しを進めてまいります。

津波ハザードマップにつきましては災害想定を目安であり、自然災害はいつ、どこで、どのような規模の災害が発生するか正確な予測は困難となっております。津波ハザードマップを活用いただきまして、より安全な避難に向けてご家族、ご近所でお話しをしていただくなど、災害への備えについて広報をしてまいります。

避難路、避難場所の見直しは行おうのかというご質問につきましては、津波想定波高を現在の8メートルから、仮に10メートルとした場合は、津波浸水距離が長くなり避難対象地域も拡大することから、より標高の高いところへの避難場所の変更や避難路の見直しが必要となります。つきましては、津波避難計画の検討時、町の津波ハザードマップの見直し作業とあわせ一体的に進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

津波ハザードマップは、先ほども申し上げましたが災害想定目安であり、自然災害はいつ、どこで、どのように発生するかわからない状況となっております。先ほど申し上げましたようにご家族でお話しをしていただき、災害に対する備えの重要性について広報してまいります。

避難用看板につきましてはのご質問であります。どのような基準で整備を進めるのかという

ことではありますが、避難誘導看板につきましては、震災や風水害等の災害発生時に安全な場所へ誘導するための案内看板であります。特に今回の東日本大震災を教訓として、地域防災計画の見直しを今年度から来年度にかけて行います。先ほど津波避難計画策定についてご説明を申し上げましたが、地元精通した各区役員、自主防災会、消防団等の皆さんとワークショップを開催し、避難場所や避難路の再検討を進めていきたいと考えております。

次に、備蓄品としている緊急救援物資や災害時の飲料水、生活用水の供給はどのくらい避難者に対応ができるのかということではありますが、備蓄している緊急救援物資や災害時の飲料水、生活用水の供給は、町で備蓄している6月1日現在の備蓄物資は、乾パン1,462食、飲料水500ミリリットルを2,000本分、生活水は4,600リットルを備蓄してございます。また、避難者用の毛布650枚、簡易トイレ20個を備蓄しております。

避難者への供給ではありますが、1日2食、飲料水を1.5リットルとした場合は約700名の避難者へ対応が可能となっております。災害発生から2日分の食料と飲料水が必要と言われておりますので、今後不足する備蓄物資等について計画的に整備を進めていきます。あわせて、住民の皆様に対し、防災備蓄品の備えをしていただくよう広報してまいります。

次に、東北地方太平洋沖地震を教訓として実践的な防災訓練を実施するのか、実施する場合はどのような訓練を予定しているのかというご質問ではありますが、東北地方太平洋沖地震を教訓とした実践的な防災訓練の実施について、毎年9月1日の防災の日を基準として災害被害を最小限に止めるため、町、自主防災会、消防団が連携した津波避難訓練、水防訓練、心肺蘇生法、初期消火訓練等を実施しております。本年度は、高山田区、六軒町区、岩和田区、上布施地区等において9月4日に防災訓練を予定しております。

実践的な防災訓練とするためには、自主防災会、消防団の皆さんと町が協働で計画づくりを進め、緊急時の避難路の確認など、実際に災害が発生した場合を想定した訓練としたいと考えております。

今般の大震災におきましては、これまでに想定する災害規模をはるかに超える災害となっております。このような不確実性をはらむ災害リスクに対して強い地域社会を実現するためには、住民一人一人の平常時からの備えが重要であります。避難三原則を守り抜いた釜石の奇跡、日ごろの防災教育により、児童生徒がほぼ全員無事に逃げ延びたことが報道されています。「想定にとらわれない」「状況下において最善を尽くせ」「率先避難者になる」、釜石市では平成17年から防災教育に取り組み、津波の脅威を学び防災訓練を実施した成果によるものでありま

す。

町におきましても、4月の課長会におきまして所管する保育所、児童館、小中学校、各施設におきまして4月中に避難訓練を実施したところであります。また、消防団、自主防災組織、住民、民間企業などあらゆる主体が連携し、物的資源、人材など社会資源を総動員できるネットワークづくりも重要であります。このようことを目的に防災訓練を実施してまいります。

各種災害協定の状況と今後の予定はどのようになっているのかというご質問であります。災害時における防災協定について、ひとたび大規模災害が発生いたしますと被害も多岐の分野にわたり、ライフラインや情報網の途絶、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷など、被災自治体の災害対応能力は著しく低下をいたします。御宿町におきましても同様に、単独では膨大な復旧活動を十分に賄えないという事態が想像されるところであります。このため、千葉県を初めとする各自治体の連携体制や民間との協力体制の整備が極めて重要なものと考えております。

このような事態に対処するため、手段の一つといたしまして災害時応援協定を締結しております。千葉県及び県内の全市町村間では、災害時における相互応援に関する協定を締結しており、具体的には災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、相互応援を行う内容となっております。

応援の種類といたしましては、物資、被災者の救出、医療、防疫、救援活動に必要な車両・船艇等の提供、医療・技術職等の派遣、被災者一時収容施設の提供、被災傷病者の受け入れ、遺体火葬施設の提供、ごみ・し尿処理施設の提供、ボランティアの受け付け及び活動調整などとなっております。また、医療体制につきましては、夷隅郡市医師会と協定を締結し、診療活動や医療品の確保等に協力をいただくこととなっております。物資につきましては、町内小売店3店、事業所2件と協定を締結し、食料や生活必需品等の確保に協力をいただくこととなっております。

復旧体制につきましては、夷隅建設連合協同組合と協定を締結し、災害時における応急工事や復旧活動等に協力が得られることとなっております。一時避難所として宿泊・入浴の受け入れ協定として3事業所、郵便局とは情報提供、支援物資集積場所等の協定を締結しております。

また、このたびの東北関東大震災を受け、現行の耐震基準を満たす高層の建築物について、津波の際緊急避難場所としての協定締結に向けて協議を進めており、既にマンション2件と協定を締結したところであります。このような取り組みにより、万が一災害が発生した場合、被

害の最小化を図るとともに、町民生活の早期復旧に努めてまいります。

よろしく申し上げます。

○議長（新井 明君） 一般質問の途中でございますが、きょうはエアコンが入っておりませんので、暑いときは上着を脱いで結構でございます。

はい、進めてください。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） ご質問の避難対策についての①、②につきまして、私どものほうからご説明申し上げます。

①の園児・児童の避難対策の誘導及び避難場所についてでございますが、町内の保育施設におきましては、月1回実施しておりました訓練を3月11日以後、月2回に回数を増やしまして、地震後の津波を想定した訓練を実施いたしました。

岩和田保育所におきましては、津波・大津波の警報が発令された場合には、保育所職員が園児を背中におぶりまして、また、避難用の台車に数名乗せまして、旧岩和田小学校に避難することとしております。

御宿保育所におきましては、津波警報発令の場合は、保育所職員が誘導いたしましてフェンス沿いから隣の御宿小学校の管理人室を通りまして屋上へ避難することとしております。小学校管理人室のかぎは常時保育所でスペアキーをお借りしております。大津波警報が発令され、時間的余裕が確実視されている場合には、御宿小学校と連携いたしまして中学校への避難も予定しております。この際には、小学校4年生以上の児童に園児の手を引いてもらいまして、現場職員や教員の誘導により中学校まで避難いたします。その他火災につきましては、これまで同様に状況に応じ小学校校庭や公民館等に避難することとしております。

②の災害要支援者避難支援個別計画の進捗と具体的な取り組みはどのようにするのかというご質問でございますが、災害時要支援者避難支援個別計画につきましては、昨年度から民生委員への説明会や関係機関と個別の検討を行っております。具体的な支援体制や方法につきましては、要援護者の環境や生活状況によって大きく異なることとなりますので、要援護者の住居や支援の状況を把握できる台帳を、個人情報に配慮しながら整備をしてみたいと思っております。

台帳などの活用にあたりましては、地元消防団や各区長、警察などの避難支援関係者と情報の共有ができるようにいたしまして、本年度中に台帳の作成をしたいと思っております。台帳管理におきましては、紙ベースの管理やシステム管理など他の市町村の例も参考にいたしまし

て、ただいま福祉担当者による先進地視察等も行っております。

以上でございます。

○7番（小川 征君） 今ご説明いただきましたけれども、今の園児・児童の避難訓練でございますけれども、何人ぐらい参加いたしましたか。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 5月6日、大津波を想定しました訓練でございますが、この際は千葉テレビや新聞にも掲載させていただきましたが、御宿小学校の先生・生徒含めまして243名、御宿保育所の先生、園児を含めまして115名、合計約350人程度の皆さんが参加されまして、無事に中学校まで約30分弱で到達いたしました。

○7番（小川 征君） ありがとうございます。この教訓はその日ばかりじゃありません。これからずっと訓練が必要だと思いますので、これからも年に何回かという計画を立てていただいて、よろしくをお願いします。

それから、誘導看板でございますけれども、いろいろ町のほうも考えて看板を整備すると思うんですけれども、ちょっとお隣のいすみ市のほうから聞きましたけれども、東電広告という広告がありまして、電柱でございますけれども、これは費用が、電柱1本につき1年間で1万4,130円プラス消費税で4年間有効でございます。更新にあたりましては費用が、今度は3,600円プラス消費税ということをお聞きしております。これから町のほうも避難誘導の看板をいち早く掲げてもらいたいんですけれども、そういった考えはこれから検討するんですか。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 避難誘導看板の整備についてのご質問でありますけれども、いすみ市の、今議員からのご指摘ございました内容を踏まえ、この6月補正で上程をさせていただいております。必要によって今後随時補正対応で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお申し上げます。

○7番（小川 征君） 一日も早く検討しまして、誘導看板のほうをよろしくをお願いします。

それから、（4）の消防団安全対策についてお伺いします。

東日本大震災において、津波警報における消防団の活動で多数の団員が被災しましたが、御宿で津波警報が発生した場合の団員の安全確保について見直しを考えているのか、この辺をちょっとご説明していただきたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） ただいまのご質問であります。先ほどの議員のご質問にもございましたように、このたびの東北地方太平洋沖地震によりまして、大津波警報等が発令された地震発生後に地域の住民を守るため、消防団活動に出動した多数の消防団員が被災し殉職しておりますことに、同じ防災に携わる者として改めて弔意を表すものであります。

このたびの震災の教訓などから、消防団員におきましても率先たる避難者になることが住民の避難を誘導することとなります。住民を守るためにも、まず消防団が第一に自分の身の安全を確保することを優先し、災害時において消防団員の二次的被害を未然に防止することが重要であります。消防団本部を通じて、会議や各種訓練におきまして周知徹底を図ってまいりたいと考えます。よろしくお願い申し上げます。

○7番（小川 征君） 私も消防団員でございますけれども、団員として、また町民に「危ないから逃げろ」。自分も行かなくちゃいけないんですけれども、やはりこれは紙一重なんですよ。団員としても自分を犠牲にして助ける、自分も助からなくちゃいけないという紙一重の現場がこれからもあると思いますけれども、これから消防団、町と区のほうといろいろ相談して、消防団の安全対策にご協力していただきたいと思います。

それから、多分これは公務災害も入っていると思いますけれども、今消防団は207名だと思うんですけれども、これ全額全部入っていますよね。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） これは非常勤特別職扱いになっていきますので、そのような対応をさせていただいております。

○7番（小川 征君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして……

○議長（新井 明君） 質問中でございますが、休憩を入れたいと思います。申しわけございません。10分の休憩でございます。

（午前 9時52分）

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き一般質問をお願いします。

（午前10時05分）

○7番（小川 征君） それでは、休憩に続き質問させていただきます。

防災対策についてでございますけれども、御宿町の海岸部には現在岩和田海岸と浜海岸に漁業区域の海岸保全施設護岸と、浦仲地先に旧建設省所管の高潮対策護岸があり、近年の温暖化の影響かどうかは定かではないですが、建設当時の標準潮位よりも水位が高くなっていると思われます。

このような状況から、町は現況の護岸の高さで高潮・津波に対応できると認識おるのか。さらに、浜海岸は1メートルかさ上げされておりますが、かさ上げをした経緯、理由とは何か。3番目、浜海岸の護岸のかさ上げを防災対策上危険なために行ったというのであれば、岩和田海岸についてはどう認識しているのか、それを伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） ご質問のお答えの前に、今回あくまでも制度上のお話からさせていただきますので、ご承知おきください。

この護岸につきましては、平成11年5月の海岸法改正により茨城県境から洲崎に至る延長約230キロメートルの千葉県東沿岸保全基本計画に位置づけられております。この計画案の堤防高の設定は、朔望平均満潮位（ハイウォーター）、いわゆる新月及び満月の日から5日以内にあらわれる各月の満潮位の平均を基準として、高潮等を考慮した東京湾平均潮位より5メートルの天端の高さで設定されております。また、町が単独で事業を行った、岩和田地区の施工時期は不明ですが、60センチのかさ上げ、また浜地区の施設は平成15年に1メートルのかさ上げ工事が実施されており、一般的には高潮対策は完了したものと考えております。

津波についてのご質問ですが、津波の規模等が不明なため現在の施設の高さの朔望平均潮位、いわゆるハイウォーターより、この施設については4.5メートルから4.3メートルの余裕のある施設を町のほうでは考えております。

2点目の、既存の浜海岸の1メートルかさ上げについての経緯、理由につきましては、かさ上げた経緯については浜海岸の砂浜の浸食や当時の台風の大波と風向き条件が重なったときに一部防波堤を越えた波が押し寄せ、地域住民からの要望によって実施したと伺っております。

3点目の、浜海岸のかさ上げは防災対策上危険なため行われたかということでございますが、また岩和田海岸についての認識はどうなっているかということでございますが、護岸の天端の高さから報告しますと、現在の御宿地区の護岸の天端の高さは、先ほど申し上げました東京湾平均潮位プラス6メートル、岩和田海岸の護岸の天板の高さはプラス5.6メートルとなっております。

り、約40センチほど岩和田地区の海岸の護岸が低い状況です。波が防波堤を越える条件には防波堤の高さや砂浜の幅、また海底の起伏状況などさまざまな条件が想定され、非常に判断が難しいものと考えております。

○7番（小川 征君） 今、課長の答弁の中で、県が示された基準法で今現在やっているわけですね。先日も報道関係で、東京湾の漁業者関係が県のほうに地盤の堆泥とか、潮位の変異を早急をお願いしてくれと要望するという話を聞いておりますけれども、今後御宿町も県がそのような要望があれば、そのように早急に対応していただけるのでしょうか。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず満潮の考え方なんです、御宿町は、千葉県全体で、特に千葉県東沿岸部につきましては観測所が2カ所ございます。銚子漁港にある観測所、それと布良観測所、これが中心となつての潮位計測を行っています。

この計画をつくる場合、平均的な20年確率また30年確率、50年確率をもとにして作成するため、そういった長い観測所が稼働している、そういったところを基本として進めておりますので、県としてもこの2つの観測所を中心に今後も策定の中で検討していくと思われまので、よろしくお願いたします。

○7番（小川 征君） はい、わかりました。

じゃ、次の質問に移ります。岩和田海岸、浜海岸にある護岸の背後は、私が知る限り護岸天板より下にコンクリート舗装等の側溝があったと記憶しております。これは本来、高潮・津波越波を排水処理し、背後地が崩れないような構造になっていたのではないかと思います。現状は埋め立てられて駐車場になっておりますが、町ではこのことについて高波の際、防災上問題がないと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） ご質問の岩和田海岸、浜海岸につきましては、昭和41年から昭和44年当時の工事図面を見ると、ご指摘のように浜地区はコンクリートの舗装と側溝が整備され、岩和田地区についてはコンクリートの舗装が設計されております。コンクリート舗装の役割としては、越波した海水による構造物の裏側の洗掘防止、もう1点が保守管理上のため、また側溝については越波した海水を海に戻す役割を果たすものです。

御宿地区に側溝が設計された1つの理由としては、背後地が岩和田よりも低いことから計画されたことが想定されます。現在は駐車場として整備されておりますが、岩和田地区につきまし

ては舗装面が海側に2%ほどの勾配が設けられていることから、一定の役割を果たしているものと考えております。

○7番(小川 征君) 課長が前に、東京湾の水位をゼロとして水位の高さをやったということでございますけれども、今の岩和田の海岸の駐車場は本当に護岸がとってつけたようなもので、ただ斜めになっていますけれども。やはり、これからは水位もいろいろな海水の状況でございますけれども、もう少し早急に考えていただけないかと思っておりますけれども。

この埋め立ての影響に関して、越波した海水処理の問題だけでなく、強風時の飛砂防止に多大な影響と周辺への被害を発生させ、道路交通、排水溝の埋設等支障を来していると思っておりますが、町ではどう認識しているのかお伺いしたいと思っております。

○議長(新井 明君) 藤原産業観光課長。

○産業観光課長(藤原 勇君) まず側溝等については、我々としても非常に苦慮しているところでございます。また、飛砂の軽減についての方法としては、南の風が海側に返す方法が一番重要なことと考えます。長い間吹いた南風による波返しの返しの部分の砂を片づけることによって、ある程度被害が軽減されると思っております。

また、このようなことから定期的な砂の片づけを今後とも実施し、保全管理に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○7番(小川 征君) この御宿町は、白い砂浜で当初はお客を呼んだ経緯がございます。やはり、あの海岸沿いに白い砂が打ち上げられて、その砂がいまだにどこへ行ったかわかりません。そういうふうな関連から、これからもあの砂が飛ばないように、またあそこで砂がたまってけがをした人もいますよ。車がエンストして、私も何回か押してあげた経緯があります。そのような観点から、御宿町も早急に考えていただきたいと思っております。

また、繰り返しになりますが、岩和田海岸の護岸の背後地は駐車場としても利用するために、本来の護岸の上部が波返しの構造になっていない、普通の土どめのコンクリート塀が陸側に施工して設置されております。今、課長からご説明がありましたけれども、波も砂も吹き上げやすくなってまいります。防災上の観点から早急に見直し、改修すべき考えだと思っております。町はどう考えているか、もう少し説明していただきたいと思っております。

○議長(新井 明君) 藤原産業観光課長。

○産業観光課長(藤原 勇君) 先ほどからご説明したのはあくまでも制度上の問題で、もう一度申し上げますと、海岸保全の護岸の高さは、先ほどからご説明した海岸法による千葉東沿

岸保全基本計画に位置づけられている、東京湾の平均潮位から5メートルの高さということで理解しています。

また、今後改修するにしても、御宿地区と同じ高さに合わせる現在の舗装どめより約40センチほどの状況だと考えております。その後、津波とかそういった問題がありますので、かさ上げについては今後千葉県の東沿岸保全計画の見直しを県と協議する必要があると考えており、今回の大震災の状況を考えました上で、計画の見直しを含めて今後県並びに関係機関と可能な方法について協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（小川 征君） 今、定かじゃございませんけれども、水位が高くなっているのか海底が沈んでいるのかわかりませんが、私、ついせんだっての大潮のときに海草をとる海女さんに聞きましたら、20センチほど水位が高いと、いつも出る台が全然出てないと、そういうふうにお聞きしました。

せんだっての報道関係では、7月から8月は満潮時が多くなって水位が高くなると、15センチから20センチ、9月から11月の前半も20センチ以上潮位が高くなると、こういうことを聞いております。それで、これから台風のシーズンになります。あそこまではすぐ波が来るわけでございます。そういう点も踏まえていただいて、よろしく願います。

先ほどからの大きな4点の問題の趣旨は、町長にちょっとお伺いしますが、石田町長は地元であります。岩和田の問題でございます。現状の認識は十分理解していると思っておりますので、町の防災上の観点から早急に見直しをしていただきたいと思いますけれども、町長も観光課長のときには汗水垂らしてあそこの砂を片づけた経緯があると思っております、私も覚えていますが、これをまず改修するかしないか。改修するのであれば3カ年実施計画に記載し、何年度に実施するかを答弁していただきたいと思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろとご質問いただきましたが、岩和田海岸の護岸の高さをどの高さに設定するかということによって県との協議も生れますので、そのような協議も含めて検討させていただきたいと思います。

○7番（小川 征君） その検討というのは、県のほうがはっきり出てきていませんけれども、例えばこれが出たら早急に改修していただけるのか、ちょっとそれをお聞きします。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど、小川議員さんが東京湾のお話をいたしました。あの要望は

結局、今回の大災に遭って今までの設定された高さを越波したとか、要するに被害があったということなんですね。そういうことで、今までの基準についての変更というか、改正を県にお願いしていることだと思います。今、私どもの岩和田海岸については基準高が、現在の高さで5.6メートルなんですね。浜が6.0メートル。そういうことで、6.0メートルまでですと協議は必要ないということに理解をしております。

ですから、今の岩和田海岸の駐車場の高さから40センチ以上上げた場合は、当然県との協議が必要になってきます。と同時に、東京湾の例のように先々のいろんな災害に対する考え方の中で、そういった今までの基準の変更をお願いするということであれば、それも含めて県との協議になりますので、そういう事務的対応を経た中で検討はさせていただきたいと申しあげました。

以上でございます。

○7番（小川 征君） それは、いろいろな町長も諸問題があると思いますけれども、まずそれを早急にやってもらいたいと思います。

それで、町のほうも今の潮位はどれくらいの差があるか。それを町独自ではかって調べていただきたいと思います。担当課長、これが可能か不可能か、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 基本的には非常に難しいというのが結論でございます。ただ、近くの勝浦の測候所でも最近では潮位の観測を行っています。そのデータとしては、資料を持っていませんが、2006年当時、1.2メートルの高さの潮位が計測されていますが、これもあくまでも異常気象によつての台風等の過去の最高値ということでございますので、やはりこういった計画をつくる上で平均的なある程度の一定期間のデータが必要と理解しておりますので、そういったものを今後とも収集しながら、県にお話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（小川 征君） いろいろご質問をして、ちょっと不十分な点もありましたけれども、これからは護岸工事に関しては早急に取り入れていただき、あそこに砂が上がらないように、あの砂がどこにいるのか、それをよく検討していただきたいと思います。

あと一つ、もう1点、御宿の駐車場においても、やはり道路のほうまで砂が飛んできて、何かあれは早急にやってもらったほうがいいと思うんですよ。プラスチックの垣根、塀みたい

のを売っていると思うんですけども、それはどんなものか、できたら中央駐車場のほうを先にやっていただきたいなど、こう思っているんですけども、ちょっとその辺お願いします。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今後、やはり南風が強い2月、3月、4月、こういったところをもう一度関係各課と協議した中で検討させていただきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○7番（小川 征君） じゃ、くれぐれもよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

いろいろ長時間にわたりご清聴、ありがとうございました。（拍手）

○議長（新井 明君） 以上で、7番、小川 征君の一般質問を終了します。

◇ 瀧 口 義 雄 君

○議長（新井 明君） 続きまして、12番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 瀧口義雄君 登壇）

○12番（瀧口義雄君） 12番、瀧口です。

一部変更して質問したいと思いますけれども、よろしゅうございますか。議長。

○議長（新井 明君） 結構です。

○12番（瀧口義雄君） そうしましたら、まず東日本大震災、また福島原発の被災に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

3月11日の東日本大震災を期して、沿岸地帯の防災体制、また計画は見直しをせざるを得なくなりました。東日本大震災は、従来の防災の基本概念を根底から覆す大災害です。また、4月2日、石田町長、新井議長、3常任委員長、藤原課長とともに南相馬市に支援物資を届けに行っていました。テレビ・新聞で報道されている現実を目の当たりにして言葉を失いました。私たちは何ができるのか、また何をしなければならないのか、自問自答しながら今日に至っております。

今回の質問の趣旨は、地震・津波の対策、原発の事故の対応、またそれに関連して経済対策の、この3点をお聞きしたいと思います。

南相馬市に行ったときのあの気持ちを忘れずに、真摯にこの災害に対応していきたいと思っておりますけれども、復旧・復興には長い年月がかかると思います。どういう形でもいいです

から、毎年気持ちを形にあらわしていただきたいと思います。これは南相馬市に対してなんですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、瀧口議員さんがおっしゃいましたが、4月2日に南相馬市の市庁舎を訪問させていただきまして、1時間ほど懇談をさせていただきました。非常に、何と申しますか、言語を絶する、市長さんは非常に冷静でありましたが、かなり多くの亡くなられた方と行方不明者の方を抱えられた中で、また、原発の事故による影響で、市内の店舗はほとんど100%に近い形で戸が閉まっておりましたので、そういう状況を見まして、本当にこれから長く、非常に長い年月がかかるんだらうという実感を得たところであります。

いずれにいたしましても、私ども御宿町はほとんど災害がなかったと表現していいと思いますが、被災された皆様方、南相馬市の皆様方に対して今後とも目を向けて、協力できることは十分に協力させていただきたいと考えております。

○12番（瀧口義雄君） ぜひお願いします。

今日の新聞でございますけれども、仮設など転居者2万3,000人、全避難者数10万1,000人、6月2日時点で4万1,000人とする調査結果を報告しました。また、旅館やホテル、親族・知人らを含む全避難者数は少なくとも10万1,000人と書いてあります。また、避難所以外の避難先の内訳は、ホテル・旅館等2万8,000人、知人宅が3万2,500人等々、大変な被害の状況でございます。また、死者数は1万5,434名、行方不明者7,742名でございます。大変な、私たちは毎日テレビ等で承知しておりますけれども、本当に改めてこの災害の大きさ、また原発はいつ終息するかわからない状況の中で混乱した日々が続いております。

御宿町もシーサイド、リバーサイドは御宿の宝でありました。観光の目玉であります。私たちの憩いの場、安らぎの場でもありました。また、網代湾は豊穡の海であります。御宿町の生活の根源は海と川にあります。しかしながら、自然の力の大きさを再認識した今、どのような防災・災害計画が現実的なのか、再度御宿町民全員で考えなければならない話だと思っています。

御宿町の海岸線、河川をコンクリート護岸で覆うのは、またそれは非現実的な話でございます。この災害の教訓はまず逃げることに、避難が一番最優先とわかりました。国交省も防潮というより、まず逃げ方が大切と発表しております。そういう意味で、前段の小川議員の質問と重なる面がありますけれども、そういうのは答弁のほうで適当に処理してください。

まず、避難に関してお聞きしたいのと、現在までの3月11日からの町の災害に対する対応をお聞きしたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） まず、避難に関してお答え申し上げます。

町では、3月11日に発令されました津波警報・大津波警報につきまして、町防災行政無線や町広報車、消防車の拡声器により、海岸付近の住民や津波被害のおそれのある地区を中心に、海岸及び河川から離れ高台に避難するよう広報いたしました。しかしながら、津波の襲来が予想されるにもかかわらず海岸見物者が多数存在し、避難誘導の妨げになりました。今後においての大きな課題でもありますが、地震が発生したら、議員のご指摘のように、次には津波が起こるんだということを教訓に、防災訓練等で広く周知し、公助はもとより自助の強化に努めてまいりたいと考えております。

時系列でその対応について、簡単にご説明をさせていただきます。

3月11日の2時46分に地震が発生をしております。気象庁のマグニチュード8.4という発表でございました。御宿町におきましては震度4ということでありました。2時50分に、県防災銚子气象台2時49分に津波警報が発表されたということでありました。千葉県九十九里外房津波警報ということでありました。この内容につきましては、「高いところで2メートル程度の津波が予想されますので警戒してください」ということでもあります。また、到達予想時間につきましては九十九里外房地域で3時20分ということでありました。2時55分に役場消防隊を集合指示をし、消防隊によりまして3班に分かれ海岸及び河川付近からの避難啓発を実施いたしました。なお、津波到達時間5分前には役場へ帰庁することも指示をしたところであります。

これ一連でずっと説明いたしますか。

○12番（瀧口義雄君） 結構です。

○総務課長（氏原憲二君） 3時10分に旧岩和田小学校体育館に避難所を開設したところであります。同時に18分、災害対策本部の設置、第3配備態勢を伝達したところであります。3時20分には避難所を開設いたしました。B&G体育館、社会福祉センター、御宿町役場、保健センター、また御宿集会所につきましては管理会社、区長さんへ協力依頼をし開設をしたところであります。あわせて職員の配置を行いました。3時26分には堺川の波止めの設置をいたしました。

3時20分ごろに第一波の状況報告が入りまして、多少海面は水位が下がっているが異常はな

いという報告を受けたところであります。4時10分に広域消防御宿消防署員2名を災害対策本部へ応援をしていただきました。岩和田漁協からの被害の報告を受けまして、その内容につきましては、軽トラック1台、リヤカー、水槽など港内に流されたということでありました。あわせて軽トラック2台、乗用車1台が水没したということがございます。

4時35分に避難勧告の発令、4時40分、消防団海岸警戒ということで、2分団、4分団、7分団にあたっていただきました。また、地域内の警戒ということで1分団、8分団。5時24分には道路、水道点検異状なしということで報告を受けたところであります。

6時の時点で避難所への毛布、乾パン、飲料水の配布を行いました。7時、第3配備体制ということで態勢を整えたところであります。8時に避難所の点検、自主避難所を町長が巡回をされております。消防団本部におきましては警戒の継続の依頼をしたところがございます。

23時の時点で、総務課につきましては2分の1体制で警戒にあたらせました。翌日の3月12日、早朝の6時であります。避難所の住民は106名でございます。7時の時点で野沢温泉村に連絡をとりまして、被害がないということを確認をしてございます。8時に防災無線放送で避難勧告と避難所の開設を継続していること、公民館、資料館、海洋センター、保育所、児童館の臨時休業をあわせて周知を図ったところであります。また、東京電力から、原発の事故によりまして節電の協力依頼があったことを放送いたしましたところであります。

9時に災害対策本部で会議を開きまして、第3配備体制の継続、夜8時より12時間勤務体制で2交替制とすることを通達いたしました。余震が続き、当面の間警戒解除にならないことなどが主な理由であります。

避難所の開設また継続ということで、これは先ほど申し上げた避難所となっております。避難所の食料の配布計画ということで、予算は予備費から執行させていただくこととし、12日から13日の配布計画を立てました。公共施設の点検また被害状況調査、報告指示ということで、9時半現在で指示をしたところであります。

公共交通の状況につきましては、JR外房線、高速バスは運休しているという状況でございます。9時5分に菓子パンの業者発注をし、9時半に消防団本部へ状況の報告をいたしました。

1時50分になりまして、気象庁より大津波警報から津波注意報に切りかわりましたので、2時25分災害対策本部会議を開きまして、避難所の閉鎖及び避難勧告の解除、避難者の帰宅支援、全避難者が帰宅をもって撤収することを指示したところであります。2時半に避難所の閉鎖及

び避難勧告の解除ということで、夕方の6時半であります、県、警察、報道機関、住民等の問い合わせがなくなっておりましたので、近隣市町村の確認をし、18時をもって解散することといたしました。あとは自宅待機をするという指示のもとに総務課職員も解散をしたところがあります。

以上が経過であります。

○12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

大変混乱した中で秩序だった体制がとれていると思います。今後の災害に対して大変心強いと思っております。ぜひそういう体制を続けていっていただきたいと思っております。

町、行政、地区、行政区ですね、個人それぞれが連携と責任を持っていかなければならないと、総務課長はそういうような形で対応していると思います。まず住民みずからできることをすると、そしてみずからの安全を確保して、それでちょっと余裕があれば周りの人の手助けをします。どうしても一人では避難できない、安全が確保できない人は公的機関の出番、この考えでまずよろしいでしょうか。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今議員が言われたように、釜石の教訓のとおりだと思います。この辺の教訓を胸にいたしまして、今後の防災訓練等を進めてまいりたいと思っております。

○12番（瀧口義雄君） そういう中で、防災無線による警報や避難指示、連絡体制について、それと先ほども出ていましたけれども、避難経路の確保、誘導方法、また移動手段ですね。歩いていくのか車なのか、自転車なのか、また車いすの人もいらっしゃいます。また、避難所の立地条件等の見直しについて、また、今回の災害でわかったのは、大体20分から30分で迅速かつ安全に的確な避難場所に避難しなければならないということ。備蓄の話もございましたけれども、発電機、資材、食料等々。また避難指示が出ていても避難しない人がいます。また、できない人がいます。また、地域の連携、助け合いが大変必要だと今回わかりました。遠い親戚より隣近所だという話もよくわかりました。この辺の地域の連携ですね、その辺をどうしていくのかということ、あとは災害協定についてですね。高層ビル、先ほどもご答弁ございました。他の市町村、コンビニ、業者等の契約等についてお聞きいたします。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） まず、避難経路の確立や誘導方法、また移動手段ということにつきまして、大地震が発生した場合に安全な場所へ迅速的確に避難させるため平常時から各種の

広報手段を活用し、住民に対し災害が発生した場合の避難所等、避難経路及び避難時の留意事項について積極的な広報に努めてまいります。

町内の学校、会社、事業所、スーパーマーケット、交通機関、その他、多人数が集まる場所の責任者、管理者等と密に連絡し、避難等の災害対応について今後も検討を進めてまいります。

住民がより安全に避難するため、できる限り危険な橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避けた安全な避難経路を選定する必要があります。現段階では、町といたしまして津波発生時の避難路を津波ハザードマップで表記してございます。今後ハザードマップの見直しを考えておりますので、それに合わせて再度避難路の検討を行ってまいります。また、現在避難場所には場所がわかるように表示看板を設置してございますが、そこまで円滑に誘導させるための誘導看板の設置を考える必要があります。なお、表示にあたっては多言語の表記、日本語のほかに英語の表記に努めることとしております。

次に、避難所や避難場所の位置についてであります。御宿町地域防災計画で位置づけをしている避難場所につきましては12カ所、2万6,720人の収容人員で、その内容といたしましては、御宿小学校2,550人、御宿中学校5,840人、旧岩和田小学校1,250人、布施小学校1,890人、勝浦若潮高校旧御宿校舎1万1,490人、実谷区民館220人、岩和田青年館500人、御宿児童館400人、公民館600人、B&G海洋センター500人、サンドスキー場850人、八坂神社630人でございます。また、避難所としましては11カ所を位置づけしておりますが、収容人数は3万1,590人となっております。

4月には避難所、避難場所の安全点検を実施いたしました。今後の課題といたしましては、住民の皆様が平成20年度に策定いたしました津波ハザードマップに基づき、津波警報が発表された場合、安全な避難場所はどこがよいのか各ご家庭で話し合ってください、避難場所までの経路、時間などを認識していただくことが重要と考えております。今後の防災訓練や広報誌などを通じ周知徹底を図ってまいります。あわせて、3月11日と同規模の津波被害想定をした場合、適切な避難場所なのかどうかを早急に検証してまいりたいと考えております。

次に、避難時間20分から30分で迅速かつ安全、的確な避難場所についてというご質問ですが、津波による避難の手段といたしましては、河川を背にして高い方向に逃げるということが通説となっております。また、自動車での避難は事故や渋滞により動けないことから、原則使用せず、徒歩による避難が重要であります。津波ハザードマップで考えた津波被害が想定

される地区は、須賀区、浜区、久保区、新町区、六軒町区、岩和田区としております。

まず、岩和田、六軒町区また新町区につきましては、サンドスキー場、御宿中学校、B&G海洋センターに避難をしていただくこととなっております。須賀・浜・久保区、新町区につきましては御宿台多目的広場、御宿中学校、B&G海洋センターに避難することとなっております。

災害は昼夜を問いませんので、さまざまな生活活動状態の中で、町内のどこに逃げれば安全なのかご家族などで日ごろから確認をしていただくことが最も大切であると考えております。今年度の防災訓練や懇談会などを通じ、実際の避難場所への距離や避難時間の確認をしていただく予定であります。

町内における備蓄備品につきましてはありますが、まず、発電機は各消防団詰所に1基ずつ配備しております。情報発信を行う役場につきましても、停電や甚大な災害が発生した場合の対応として、連続20時間使用できる自家用発電機を配備してございます。パソコンや電話機など非常電源系統の使用ができ、燃料さえ補給すれば長時間対応が可能となっております。また、千葉県からの情報受信装置として千葉県防災行政無線を配備しておりますが、これにつきましても県からの発電機を配備するなど、二重の備えをしております。

次に、資材であります。役場、御宿小学校、布施小学校、旧岩和田小学校に備蓄資材を備えてあります。備蓄品は、先ほど小川議員のほうのご質問で回答させていただきましたので、その辺は省略をさせていただきます。また、町内備蓄で対応不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国及びその他関係機関の応援を得ることとなっております。災害の初期におきましては、乾パン等を第一次的に調達し、米穀類につきましては第二次的に調達することとなっております。

○議長（新井 明君） 質問の途中でございますが、10分間の休憩といたします。

（午前10時50分）

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前11時01分）

○12番（瀧口義雄君） 今、避難の人数とかそういうのを言ったんですけれども、御宿町8,000弱という中で観光客の避難を見込んでいると思うんですけれども、補正のほうでも観光災害対応マニュアル作成委託100万円と、全国で初めてという話も聞いておりますけれども、

そうすると備蓄品が足りないんじゃないですか。これだけ想定して備蓄品が、さっき小川議員に言われたのだと2日もたないと思うんですけども。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） これは後のご質問でもお答えさせていただくことになってはいますが、災害協定の中で、当然御宿町で対応できないということが、災害の内容によっては想定できますので、千葉県内の市町村の協定であるとか、また県は県で、この夷隅地区ですと、例えば5,000食ぐらいは備蓄しているということでもありますので、県と連携をとっていただいて、順次支援を仰いでいくということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 先ほどのご質問の中の要援護者対策ということで、地域の連携が必要ではないかというご質問をいただいておりますが、こちらにつきましては災害時の援護体制というのは、一般的に自助・共助・公助というような要素がございます。要援護者に対する対策としてはとても重要なことがございます。

ただ、体制における地域連携ということになりますとなかなか難しい面もございますが、今回実施いたしました町づくり委員会の安心生活検討部会のアンケート結果でも、困ったときの相談相手ということで近所や隣の方というふうな親が圧倒的に多うございますので、やはりこういうことを踏まえまして、具体的な支援体制づくりということになります。災害時要支援者避難支援個別計画を現在策定中でございますので、この中で盛り込んでまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○12番（瀧口義雄君） 大体何名ぐらいいらっしゃるんですかね。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 現在、町のほうでとらえております防災登録者につきましては、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者世帯という中では約270世帯です。

○12番（瀧口義雄君） 270世帯ですか。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） はい、世帯でございます。民生委員調査で、こちらは防災登録でされている方たちで民生委員が独自の調査をした中では509名の方が今後対策の対象になる人じゃないかなというような検討をしております。

○12番（瀧口義雄君） 500名というのは大変な人数で、地域連携、民生委員だけでは到底手が及ばないという中で登録制と、みずからの命を登録していくということも大切ですから、

そういう広報のほうも十分にさせていただきたいと思います。

もう1点ありますね。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 災害協定について残しておりますので、これについてお答えをさせていただきます。

先ほどの小川議員さんの質問と一部重複となりますけれども、今回の震災を受けまして町では津波による一時避難場所として、現在町内にあるマンション7棟と協定の締結を進めております。津波避難ビルという位置づけになりますが、そのうち2棟と既に協定の締結をしております。残りにつきましても、今理事会等に諮っていただいておりますので、ご理解がいただけ次第速やかに協定の締結をし、住民の皆さん方へご報告をしております。

次に、他市町村間の協定につきましては、平成8年2月23日に災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を締結しております。先ほどの内容となっております。

次に、コンビニエンスストアにつきましては、現在町内に事業所があります2社につきまして、協定の締結に向けて協議を進めておるところであります。また、業者との協定でございますが、災害時における物資の供給に関する協定を商店5件と結んでおります。これにつきましては、災害発生時に食料や物資等が必要となったときに引き渡しを依頼し、協力をお願いする内容となっております。

このほか、災害発生時における宿泊施設の緊急受け入れとして3事業所。また、そのうちの1事業所におきましては、災害緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定も締結しております。今後考えられる協定を増やしてまいりまして、災害発生時の応急対策に努めていきたいと思っております。また、学校法人や民間が所有する保養所、研修センターにつきましても、一時避難所としての協定締結について現在検討を進めておるところであります。

そのほか、インフラ整備等につきましては、防災計画の中で電気であるとか上水道、ガス、そういったものについては協定が位置づけをされておりますので、これに基づきまして有事の際は依頼をかけていくということになるかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○12番（瀧口義雄君） はい、わかりました。そういう中で、御宿台の集会所も先ほどの報告の中で人数、結構な方が避難してきたという中で、あれは企業の所有です。減免措置もなされていると、4者協定でも位置づけられていると、今回大変多くの住民が避難してきたと。区役員も初めての事態で対応に追われたと聞いております。御宿台集会所を避難所として指定契

約をするような形をとるのか、また、各避難所と同様に受け入れ体制についての協議も必要じゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 御宿台区の集会所につきましては、町内の他地区に比べまして海拔も高く、災害によつての被害が少ない地域であります。津波発生の際は沿岸沿いの地区が被害を受ける可能性もあり、現在御宿台多目的広場は津波による一時避難場所として指定をさせていただいております。

今回の災害において御宿台多目的広場に避難した方もいらっしゃいますが、その避難者が御宿台の集会所に移動し、避難した様子がわかります。御宿台自主防災防犯計画にもございますが、他地区被災者の避難場所として御宿台集会所の利用が記載されており、被災者の受け入れ、援助に協力していただけるようになっております。今後におきましては、御宿台集会所を避難所としての指定に向けて関係者と協議を進めてまいりたいと思います。

受け入れ体制につきましては、先ほどご説明いたしましたように、御宿台区の自主防災防犯計画に記載されております内容から、御宿台には被害がなくても、津波などにより沿岸地域の被災者を受け入れるべき立場となつてございます。自身の安全が確保できましたら、積極的に被災者の援助活動に加わる共助体制が御宿台区自主防災防犯会の中で確立されております。

また、町におきましても、防災計画における民生部の職員を配備する必要がございます。今後、御宿台集会所を避難所として位置づけるには、関係機関等と協議検討が必要になると考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○12番（瀧口義雄君） 先ほどの災害協定の中で、例えば協定をした高層ビルとか、避難所としてですね、そういうのはステッカーとか、あるいは地図とかそういうのは配布する考えはあるんですかね。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 津波避難ビルの指定が終わりましたら、今度津波ハザードマップで位置づけをしていくこととなります。ですから、今現在防災計画とあわせて津波ハザードマップの見直し作業を進めておりますけれども、これらの資料が整い次第印刷に入りたいと。具体的には、平成24年度以降の印刷になろうかと思ひます。作成でき次第、住民の皆様方には配布をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○12番（瀧口義雄君） できたら、先ほどもありましたけれども、その周辺の人に、ここは

避難所となるという現場の周知が、24年ごろという話なんですけれども、そういう形をとっていただければと思います。

続きまして、地域消防団、広域消防団、自主防災組織についてお聞きします。

装備品ですよね、あと配備状況と今後の計画はどうなっているかということと、自主防災組織はできて大分たちます。たったところもございます。そういう中で消防団との連携ですね、計画を持った訓練、また区役員等の交代があった場合どういう形でいくのかと、早急な訓練が必要ではないかなと。例えば、ディズニーランドなんかは年間180日、職員が訓練していると。今回は地震時も円滑な対応ができたと聞いております。

それともう一つ、消防団の無線に関しては全く年代物になっていると、骨董品になっているということを聞いております。その辺で、デジタル化等の対応はできないかと隣でも言っておりますから、その辺の答弁も含めてお願いいたします。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） まず最初に、装備品と今後の計画はどうかということですが、現在御宿町の消防車両につきましては、消防団がポンプ車6台、水槽つきポンプ車1台、小型ポンプ積載車1台、このほか小型ポンプが3台、役場消防隊におきまして投光機付消防車1台、指揮車1台、防災広報車1台、広域御宿分署が水槽付ポンプ車1台、連絡車1台を配備しております。無線につきましては、消防団と役場の車両についてそれぞれ装備し、災害発生時に相互の連絡が行える状態となっております。

資材備蓄品につきましては、一般救助器具として三連はしごでありますとか切断器具、油圧器具、呼吸、隊員保護用具、水難救助用具、その他警防器具や破壊器具を配備してございます。これまでご説明申し上げました配備につきましては、役場及び広域御宿分署の資機材でございます。

自主防災組織につきましては、各地区にヘルメット、スコップ、拡声器等の防災用品が配備されております。役場職員におきましても、防災服・帽子をこの6月補正で上程をさせていただいております。災害時に全職員が着用する予定となっております。職員の識別を明確にすることにより住民の安心に寄与するとともに、困難が予想される災害現場において関係機関との連携を容易にし、作業の効率化を図ることなどを目的としたところであります。

今後において、必要と思われる防災資機材の買い替えや新規購入を計画的に実施し、防災力の強化に努めてまいります。

次に、自主防災組織や消防団との計画性を持った訓練が必要ではないかというご質問であります。今回の東北地方太平洋沖地震を教訓とした実践的な防災訓練を行う必要があります。町では、9月1日の防災の日を基準として、災害被害を最小限にとどめるために町、自主防災会、消防団が連携した津波避難訓練、水防訓練、心肺蘇生法、初期消火訓練、応急救護等の訓練を毎年実施しております。なお、例年実施している防災訓練は一般住民を対象としております。参加者は必要な知識と行動規範を身につけておりますので、役員交代にあわせた訓練は現在行っておりません。ただし、防災リーダーとしての知識、技術については別に習得をしていただく必要がありますので、4月の新旧区役員会議において防災関係の説明とあわせ、引き継ぎをお願いしております。

必要に応じて、区長会議でも議題として取り上げをしており、5月10日に自主防災組織の役員であります区役員を対象に、地震ハザードマップ、津波ハザードマップの認識を新たにしていただくための説明会を開催したところであります。津波避難につきましては、釜石市避難三原則を教訓として、防災訓練や広報等を通じ住民への周知を図ってまいります。

具体的に、今年度の防災訓練は、地震発生後の津波を想定した訓練を9月4日に実施する予定で準備を進めております。町及び各地区の自主防災組織と消防団においては、災害の予防、災害の応急対策、災害の復旧についての訓練を実施し、住民の自助・共助・公助の意識を高め、災害に強い町づくりの推進に向けて今後とも一丸となって取り組んでまいります。

次に、防災無線の機能はどうかということで、デジタル化についてのご質問であります……

○12番（瀧口義雄君） 防災無線というより、消防団で持っている、配備してある無線が大分董品になっているという話です。

○総務課長（氏原憲二君） 議員ご指摘のように、消防団間の情報伝達であるとか、今無線機を配備してございますが、これにつきましては整備してから既に20年以上たっているというような状況でございます。現在、この6月補正でも充電器の取りかえをするという予算を計上してございますが、今後このデジタル化に向けては、町全体の防災無線につきましては平成28年度を目安に計画を進めてまいりたいと考えております。それに前倒しということで、消防団の情報伝達機器については検討を進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○12番（瀧口義雄君） 同じような形なんですけれども、災害は昼夜を問わないと、夜間時、また停電時の対応ですよね。防災無線の機能はどうかと、また、設置から大分たっていますと。

屋外受信機、また、戸別受信機はどのくらい入っているのか。この6月の定例の補正予算でも100万円の補正が入っています。そういう中で、停電時の機能はどうかと、また、今も言いましたけれどもデジタル化についての切りかえ計画ですね、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 東北地方太平洋沖地震の際の携帯電話による連絡手段が遮断されて、情報伝達は防災行政無線で行ったところであります。町の情報連絡体制につきましては、役場庁舎を親局として子局27局を開設をしております。災害発生時には緊急の情報伝達手段として、また、安全確保のための広報手段として活用しているところであります。

停電時につきましては、庁舎親局につきましては自家用発電機の対応となっておりますので、連続20時間の通信の確保体制が確立しております。子局におきましてもバッテリー対応となっており、スピーカーから情報が流れるようになってございます。またさらに確実な情報伝達ということで、各家庭に設置する戸別受信機の普及にも努めております。その他避難地における情報伝達手段、また被災状況の収集のため防災行政無線移動系の車載車や、携帯用防災行政無線の整備をしているところであります。

また、万が一停電時により情報が流れなくなった場合には、広報車、消防車、サイレン等を活用して住民への迅速、的確な情報伝達に努めてまいります。ご承知のとおり御宿町は面積が狭いことから、迅速かつきめ細やかな対応が可能と考えておるところであります。

防災無線につきましては、昭和62年3月に導入以来24年が経過し、長年のシステム稼働により送信出力や受信感度も劣化してきているところであります。しかしながら、顕著な不具合には現在至っていないところであります。見通しにより5キロメートルの範囲で送受信が可能な機器であります。しかしながら、一部山間部で送受信が困難なエリアがあります。消防団や役場消防隊の中継により情報の伝達をしており、防災訓練におきましては情報伝達の訓練なども現在実施しておるところであります。

防災行政無線のデジタル化にあたりましては多額の整備費用がかかること、現在使用しているアナログ式の戸別受信機もデジタル化にすることにより、戸別受信機整備については国の補助金及び地方債の助成措置がないことから、一般財源で対応しなければならないことなど財源手当てが非常に厳しい状況にあります。今後、早急の実施時期については検討を進めてまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

○12番（瀧口義雄君） 次に、毎年起こる水害ですね。大雨洪水警報が出ると大体町内の決まったところで水害が出ます。そういう中で、まずため池、調整池、御宿ダムの耐震あるいは管理、この辺はどうなっているのか。また、水害についてどのくらいの降水量で浸水するのか、あるいは、そういうデータがあるのかどうか。長い間この対策は講じられておりません。

議会でも要望書を一度、多賀局長のとき出した記憶がございます。そういう中で、せめて側溝の掃除ぐらいは町単位でできないのでしょうか。また、排水口の処理能力がどのくらいを想定してあるのか。また、先ほど小川議員が言ったように御宿は砂が大変たまっております。そういう中で、区単位でどぶ掃除とか昔はよくやっておりました。管理が国・県・町といろいろあると思いますけれども、そういう清掃、どぶ掃除ですね、簡単に言えば。そういうのをやるのでさえ大分違うんじゃないかなと思うんですけれども。あと、改修計画等がございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、毎年起こる水害対策についてということで、ため池、調整池、御宿ダムの耐震調査ということでございますけれども、調整池等ダムについては国土交通省の土工技術指針等に基づきまして設計施工されております。今後、この指針についても今回の震災の関係で検討されるということで考えております。

また、耐震調査そのものは実施はしていませんけれども、ダム等については県内水道の災害時対処要領や地震発生時のダム管理施設等の点検実施要領により点検をしています。また、ダムに関する耐震設計基準というものが河川管理施設の構造令、国土交通省から出ているものでございますけれども、地域ごとに定められた一定の設計震度を用いて地震力を算定しています。また、同基準により設計施工されたダムにつきましては、阪神・淡路大震災時の評価でも、同クラスの地震に対して十分な安全性を有しているということが確認をされております。

また、県内水道の災害時の対処要領ということですが、基本的にダム等につきましては震度4以上が発生した場合には、水道施設の点検、報告、他の事業者への応援要請というものが決められております。

また、水害について、町内に何カ所ぐらいかということでございますけれども、大雨等で道路の冠水や浸水する箇所は町内で10カ所程度というふうには認識をしております。

どのくらいの降水量で浸水するのか、データはありますかということでございますけれども、データとしては特にございません。しかし、ここ最近で道路、河川等の災害が発生しているの

は、平成19年7月15日の台風4号における災害で河川が6カ所、道路3カ所が被害を受けたことがございます。そのときの最大日雨量が343ミリ、また最大時間雨量が65.5ミリというふうになっております。また、地域や条件によって異なりますけれども、通常災害対象となる降水量では時間雨量が20ミリ、24時間雨量が80ミリということで、この雨量になりますと災害の対象になるということでございます。

また、国・県道では、路線によりますけれども、異常気象時の通行規制区域等が設定されておりまして、降水量によって交通規制を行っているということでございます。ちなみに、異常気象時の通行規制区域、御宿の近辺では勝浦布施大原線、約6キロの区間が対象となっております。

また、排水溝の処理能力ということもございますけれども、通常、道路の路面排水については、改修の場合、現況施設の断面を基準に設置をしています。また、新設や改良等の場合には流域の面積、また地形勾配等を勘案しまして排水工指針により雨の強さ、集める面積、また流れの係数にて計算しまして流出量を計算しております。また、流下量の計算によりまして、断面面積がどのくらいのを満たすのかということを検討しまして、排水の断面を決定いたします。したがって、この処理能力については地形、勾配、流域面積等によりそれぞれ異なるということもございます。

排水工指針、道路協会が出している資料がございますけれども、路面排水施設に関する雨の強さということについては、計算上は関東地方では時間当たり90ミリを基準として計算をしているということもございます。

溝に砂が埋まっているのではないかとということで、調査したことはあるかとということもございますけれども、平成21年ごろ幹線道路や過去の浸水箇所付近の調査をした経緯がございます。13路線、18カ所、うち清掃済み箇所が4カ所ということもございます。

また、以前は区単位でどぶ清掃ということもございますが、昔は蓋のない側溝が非常に多かったということで、区役員が中心となって実施した経緯がございます。現在は蓋付が多くなってきてまして、また1枚当たりの重量があるために撤去及び設置に難がありまして、けが等の心配があるということで、現在では必要に応じ業者に委託をしているということもございます。

また、排水溝も国・県・町と管理が云々ということもございますけれども、国・県道につきましては、区役員また地元からの要望により県にお願いをしております。特に、須賀地先の太陽不動産前から清水川に向けての清掃を依頼した経緯が何回かございます。また、町道につい

でも区役員や近隣住民からの要望によりまして、その都度実施しております。最近では臨時職員による清掃を実施しておりまして、最近の清掃場所については西琳寺線の高山田地先から北西に向かう道路、須賀の多目的広場のわき、岩の井先の宅造地のわき、七本地区等を実施しております。

今後の計画ということについては、この箇所については管内図等に記載されますので、その内容によりまして順次進める予定でございます。

○12番（瀧口義雄君） はい、わかりました。

そういう中で、水道管は大分布設から時間がたっております。また、劣化・老朽化もなっているのではないかなど。また、そういうときに破損した場合、業者と契約してあると思うんですけども、僕が心配しているのは本管が破裂した場合、止めるまでどのくらいの時間がかかるのか。それで周りが浸水しているという都市部の話を結構聞いております。耐震性の本管にかえていく計画はあるのかどうかというのと、本管のストックなんかはこの辺に置いてあるんでしょうか。その2点。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 水道管の破裂等による対応ということでございますけれども、地域防災計画にも記載されております。道路交通不能や人員確保の困難性が考えられるということで、基本的には5日から10日間ぐらいをめどに給水可能な拠点の整備をしていきたいと。また、送水管の復旧を優先しまして、順次配水管の復旧に入っていくということでございます。復旧がある程度落ち着きましたら、基本的には消火栓から路上給水を開始するというような計画になっております。ちなみに、消火栓の数につきましては、町内176カ所程度というふうには考えております。

また、配水池でございますけれども、第一、第三、御宿台へ入って行って実谷に抜けるところに第一・第三、また第二は高台にあるわけですが、第一・第三配水池につきましては旧御宿地区に配水をされているわけです。送水管等に破裂があった場合には自動で遮断する弁がつけてございます。何日ぐらいもつかということでございますけれども、基本的に第一・第三、また第二配水池、全部合わせて約4,300立方ぐらいの貯水量があります。計画によりまして、地震による破損ということを考えますと、3分の1程度は水が残るのではないかという想定のもとに計画をしておるわけですが、最低1人1日5リッターぐらいの水で急場をしのいでいただくということであると、約34日間程度が対応できるのではないかというふうには

考えております。

○12番（瀧口義雄君） もう1点、本管の破損という話の中で御宿台の下水道はまだ移管がなっていないと、当面これは御宿町が下水道処理が完備してからという1項が入っていますけれども、この件に関しては、木原課長、どうなんですか。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） この件は前から瀧口議員さんからご質問をいただいて、町の見解については当時の見解として、合併浄化槽の普及率というのも話しました。また下水道計画の中で平成30何年という話も出ていますけれども、それは区役員さんを通じまして町のほうに相談にお見えになっております。その辺を踏まえて、またいすみ市大原台が同じような状況でございますので、その辺を踏まえて今検討に入っているという状況でございます。

○12番（瀧口義雄君） はい、ありがとうございます。

次は液状化の話なんですけれども、これは新しい災害というか、浦安等大変な被害が出ています、香取市もそうなんですけれども、この件に関しては前段聞いております。そういう中で、危険度が高い地区の土地の下落に関して、次期の固定資産税の算定について多少見直しがあるんでしょうか。

○議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 危険度の高い土地の価格は下落すると思われるが、次期の固定資産税の見直しはあるのかというご質問ですが、ハザードマップや液状化、津波などの影響によりまして土地を求める方が減れば市場価格の下落が想定されます。その場合、固定資産税にも影響があると考えております。逆に、危険度が高くても市場価格に影響がなければ、固定資産税には影響がないというふうに考えております。

次期の固定資産税の評価がえは平成24年度であり、現在その準備を行っているところでございますが、今回の評価がえの基準となるのが23年1月1日の鑑定価格となります。ただし、その後の地価の変動も考慮する必要がございますので、例年7月1日の時点修正を県鑑定士協会へ委託しております。来年度の課税につきましても、この時点修正の結果を課税に反映させてまいりたいと考えております。

○12番（瀧口義雄君） はい、ありがとうございます。

次は、原発の経済に対する影響は大変大きいと、災害でもそうなんですけれども。5月18日、第2回臨時会において緊急経済対策1,600万円、また漁港の災害5,000万円等が可決されてお

ます。今後は農業を初めとする第一産業及び第二産業に対しての経済対策、それと各産業に対して具体的な対応策はありますかということです。

それと、第2回の臨時会で可決されました放射能検査70万円ありましたが、また今回もそういう形で土壌検査が教育費の中で10万5,000円、また児童福祉費のほうで15万8,000円とありますが、この線量の測定はどのような形で、どこの範囲まで、また海岸が7月16日に海開きという中でどのように対応しているのかというのがありますけれども、御宿町に即した予算編成をしていただきたいと、そういう執行にも努めていただきたい。デスクワークとか机上の理論ではなくて現場の人が本当に使いやすいような形、先の臨時会で修正動議が出るくらいの話が出ていました、要するに使い勝手が悪いと。また、南相馬市の関連の補正予算でも今回減額補正473万円出ております。1,400万円の商工券、業者、関係団体に聞くと大変使いづらいと。せっかくの皆さんの貴重なお金を有効に使っていただければなと思っています。

そういう中で、この夏以降に向けても不安視されております。その辺で町の対応があればと思います。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） ご質問の、各産業に関しての具体的な対策を示してくださいということで、町では各産業の支援対策としまして、6月2日に開催しました第2回いきいき町づくり検討ワーキング会議において、各産業の代表者から震災に伴う風評被害などを含めたご意見を伺いました。その内容についてお話しさせていただきます。

商工会につきましては、1点目が固定資産、償却資産などの減免措置、2点目として個人住宅の建設に町内事業者を利用した場合の助成制度、3点目として御宿町が被災していない旨の情報の発信をお願いしたいと。

商店振興会では、震災以降3月、4月の2カ月間の商店街の売り上げが25%ほど減少し、消費拡大を図るため20%程度のプレミアム商品券の発行を検討してもらいたい。

畜産組合のほうでは、1点目として震災及び福島第一原発事故に伴い卵や牛肉の取引が極端に減少しているため、風評被害の解消に努めてほしいと、2点目として北総地域の牧草から放射能物質が基準値を上回ったことから、牧草をえさとして家畜に与えることができないためえさの購入を行っているもので、えさ代に苦慮している。

中山間地域総合整備事業の実行委員長からは、1点目として震災に伴い事業費が減少することが推測され、就農者の年齢が70歳を越えている状況から、予定どおりの工期で事業が完成で

きるよう予算の確保を県・国へ協力の要望をお願いしたい。

御宿岩和田漁業組合については、1点目として福島第一原発事故に伴う放射能物質の風評被害による消費の低迷による魚価の下落や、操業規制が続く漁業経営に大きな影響が出ているので、町を活性化し地元の消費拡大に努めてもらいたい。2点目として、昨年、千葉県産業振興センターの農商工連携助成事業でイカの船上干し、沖づけを行い、今年度は事業を実施したいので町の協力をお願いしたい。3点目として、イカの水揚げ高は銚子漁港の次の水揚げのため、B級グルメなどの検討をしては。

その他の意見としては、1点目としては、夷隅地域の公共施設の相互間の利用協定を締結し、施設の有効利用を促進願いたい。一つの例として出たのが大多喜町の道の駅、またイノシシ解体施設など多くの公共施設の要望活動が想定される。

以上のようなご意見が提案されました。

そういうところで、第一次産業については国・県の制度と大きな関連があることから、その動向を注視しながら、今後の参考意見として関係機関と可能な事業について検討したいと考えています。

2点目の、第2回臨時会における一般会計補正予算で放射能検査70万円があり、海水につきましては、第2回臨時会でご承認いただきました海水調査を、当初海洋生物環境研究所に協力をお願いいただき21回の海水調査を実施する予定でしたが、予算可決後正式に海洋生物研究所に協力要請を行ったところ、御宿町が調査する回数以上の、海水調査を独自の予算で協力したい旨の回答があり、海水調査から、できれば開設中の海水浴場の砂の検査を4回、御宿町営プールの水質調査を4回、6月後半に高山田、上布施、実谷の水田の土壌調査、7月以降に夏野菜の市場に出ない関係でございますので、キュウリ、トマト、葉物野菜を各1回、7月の初旬にアワビの調査、そして8月後半にイセエビの調査を実施したいと検討しているところでございます。

○12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

ちょっと待ってください。ほかの学校等に関しては後段の人が質問に出ていますので、せっかく調べてあったんですけども、後段の人に譲りたいと思います。

そういう中で節電対策ですね。LED、御宿町は早期に取り組んでおります。今年も地域グリーンニューディール基金事業ですか、2,000万円。防犯灯658台という中で、これがどのくらいになっているのか、前年度と合わせて。

それと、以前体育施設ですね、体育館のときにソーラーパネルの話が出ましたけれども、2,150万円かかって効果は20万円ぐらいしか上がらないという中で、という話がありましたけれども、今そういう形の太陽光発電というのに国を挙げて取り組んでいますけれども、教育の観点から再度検討する気はないかというのと、今、計画停電の話がまたここで出てきますけれども、その3点をちょっと、時間の関係で簡単にお願ひできればと思っています。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） LED防犯灯の整備状況についてご説明申し上げます。

各地区における6月現在の設置数は、主要通学路を中心に須賀区32基、浜区15基、高山田区5基、久保区27基、新町区34基、六軒町区25区、岩和田区29基、実谷区12基、上布施区13基、御宿台区28基、合計220基の整備を行っております。

今後の設置予定としましては、グリーンニューディール施策の一環としまして、8月末までには現在の蛍光灯600基をLED化、改修いたします。最終的には、地区及び町管理のすべてを含めLED防犯灯の設置総数は870基になります。

○12番（瀧口義雄君） 計画停電。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 町全体としての節電ということに関してお答えさせていただきます。

ご存知のように、大規模停電を招いたり計画停電となることが懸念されております。東京電力等につきましては、各家庭に直接アプローチする手法を持っているということで、戸々へのパンフレットの配布やテレビあるいは検針票への記載ということを行っております。また、国でも環境省はもとより千葉県でも夏期節電対策について協力を求めておまして、町としても、このようなことを回避するために広報、お知らせ版等で周知し、住民、事業者一人一人が積極的に節電に取り組むよう、理解と協力を求めていきたいと考えております。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 御宿中学校の体育館、柔剣道場の建設についての太陽光発電ということでお答えさせていただきます。

こちらの施設の建設につきましては、昨年度に開催をいたしました教育施設建設委員会におきまして出されましたご意見を踏まえまして、エネルギー消費の少ない施設の取り組みとして屋内照明のLED化、また長寿命の消費電力の少ない照明器具への変更を行い、電気に関する

ランニングコストの低減を図るように取り組むこととしております。

ご質問の太陽光パネルの設置につきましては、計画する建物の屋根の形状から設置できる太陽光パネルはおおむね20キロワット程度、その設置に関する費用は2,100万円程度であり、この事業に関する国の交付金については2分の1というような制度がございます。学校の電気設備に関しましては高圧供給を利用しているために、もともと電気代が一般家庭よりも安くなっており、発電量による電気料への節減効果は年間22万円程度……

○12番（瀧口義雄君） それは検討委員会で承知しているんですけども、教育の観点から設置する気はございませんかという質問でございます。

○教育課長（大竹伸弘君） 教育施設建設委員会の中でも、教育施設として環境、また省電力への配慮につきましては重要な問題であるところのご意見をいただきながら、先ほど申し上げました経済的な部分から、今回の設置については行わないという検討結果がございます。

国では原子力発電所の事故以来、自然エネルギーの利用の割合を高めるといような方向性が出されておりますが、今現在そのための具体的な内容というのが示されていない状況でございます。

この施設につきましては、先ほど申し上げたLEDのほかに雨水利用等、自然の環境へ配慮を検討しておりますので、太陽光発電につきましては今後の交付金の制度ですとか、それから設置した施設に対しての優遇措置など具体的な国の対応を踏まえまして、大きな変更が出た場合につきましてはその内容により検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 計画停電について私のほうからご説明をさせていただきます。

一昨日、東京電力のほうから説明がございました。担当課をすべて集めて説明を聞いたわけですが、前回は計画停電は計画には位置づけをされましたが実施はされませんでした。その理由としまして、計画停電にあたりましては医療機関であるとかJRであるとか、そこについては優先的に計画停電をさせないというようことで、たまたま送電線が同じ経路にあったということで、御宿町は計画停電から外されたということになっております。

しかしながら、今回その見直しがされまして、JRとも切り離す、医療機関とも切り離すというようことで、計画停電があり得るという説明を受けております。具体的には7月、8月、9月の3カ月間におきまして、1日2時間程度の計画停電がありますよというお話をいただき

ました。これにつきましては、東京電力として極力計画停電をしないような方向で、今節電に協力をいただいているということでもありますので、住民の皆様におきましても、停電にならないように節電に努めていただきたいと思います。思っております。

これにつきましては、前日の遅くても夕方6時までには連絡が入るということでもありますので、それはまた通知をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

○12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。停電になると大変な混乱が起きますので、事前の周知をよろしくお願ひしたいと思います。

次に移りますけれども、前回も多賀課長には大変迷惑をかけました。今回、残り少ないんですけれども、読み上げて答弁していただくという形をとらせていただきます。

千葉県下で高齢化率1位、40.1%という中で、人間として尊厳を保ちながら生きるのはなかなか難しいという中で、24時間の介護体制ができないかという質問の趣旨を出してありましたら、きのうですか、15日、国会のほうで参議院を通過したと。24時間対応の訪問介護・看護サービスの創設を目玉とする改正介護保険法が15日の午前中、参議院本会議で与野党の賛成多数で可決され成立されました。

高齢者がひとり暮らしや重度の要介護状態になっても、住みなれた地区で暮らし続けるようにするのがねらい。一部地域を除いて来年4月からということです。24時間対応の新サービスは、ヘルパーと看護師が連携して定期的に利用者を訪問して、短時間介護・看護などを行い、要請があれば随時駆けつけると。現在月4,160円、65歳以上ですね、全国平均。保険料の上昇を抑えるために各都道府県の財政安定化基金を取り崩して保険料を軽減できるようにしたと。厚生労働省の試算によると、2012年以降の保険料はそれでも月5,000円程度上昇する見通しとあります。

そういう中で、要支援・要介護の状況について、第4期介護保険事業が24年3月に期限を迎えます。今後の策定等どのように進めるのか、また介護施設、なかなか入所できないんですけれども、現状どうなっているか。ましてや、ひとり暮らしや片方が、連れ合いが病気になったとき、なかなか一人で行くのは難しいという中で介護計画を今後どのように進めていくのか。今言いました在宅介護24時間の訪問事業所の充実が御宿町では必要ではないかと、また、事業所の誘致、それなりの助成が必要ではないかと。ヘルパー、介護・看護師の養成について御宿町独自でできなかつたら、広域連合という形でそういう養成ができないのか。

それともう1点、介護保険の利用が少ないというのは、負担が1割負担という中で介護度が

上がっていくとまた費用も上がっていくと、保険料もアップすると。なかなか難しい面がございます。そういう中で、この介護計画はどのように策定されていくのか。

もう1点、広域のほうで亀田病院ですね、鉄蕉会のほうで広域市町村圏組合、勝浦・いすみ市・大多喜・御宿に対して4年制の医療大学の開設が、1億円の寄附の要望がありましたけれども、これに対してどうするのか。御宿町は夷隅・山武・長生の医療圏という中で医療圏外ということと、その九十九里の医療センターの5,000万円の要望は断ったというような話を聞いておりますけれども、その辺の対応と、広域でこれができる案件なのか。

すみません、一気に言いまして。よろしく申し上げます。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、通告どおりでございますので順番にご説明をさせていただきますが、まず、第4期の保険計画が期限を迎えるので、今後どのように策定を進めていくかというご質問でございます。御宿町の第5期の介護保険事業は平成24年度から26年度の3カ年を事業年度といたしまして、本年度ただいま計画の策定を実施しております。事業計画にあたりましては、保険料やサービスの平準化を図るために、国から事業計画の策定年度に示されますワークシートに従いまして、これまでの当町の実績数値に基づく人口や高齢化率の推移、あるいは介護給付の現状などを勘案した上で、今後3年間の介護サービスの基盤整備や保険料の算出を行います。算定した事業計画の適正化につきましては、保険者を中心とした介護運営協議会の中で計画策定状況を報告し、必要な協議・検討を行うこととなっております。

また、介護施設の入所は非常に厳しいのではないかなというお話の中で、ひとり暮らしの方が病気になったらどうしていくんだろうという介護計画ですね、この辺をどう考えるかというご質問でございますけれども、介護計画やケア計画の策定にあたりましては、個人のさまざまな生活状況や環境によって大きな差異が生じております。介護が必要な方かどうかも含めまして、町地域包括支援センターにご相談をいただければと考えます。

例えば、本人や家族の心配な気持ちが優先しまして、施設の入所の検討であれば有料老人ホームやケアハウスなどの施設の利用が妥当と思われまして、ご自宅で生活を望まれるのであれば、ヘルパーなどを導入した在宅支援方法もございます。ひとり暮らしの方が安心して生活できるような町づくりを進めていくことは大変重要なことでございます。町づくり推進委員会の安心生活検討部会からのアンケート結果等ございますので、第5期の介護計画、高齢者福祉計画に反映をさせていきたいというふうに考えております。

それから、今24時間のお話でございますけれども、一番タイムリーなことに昨日15日の午前
に参議院本会議で賛成多数で可決されたというようなことでございます。確かに24時間の訪問
介護型の検討につきましては、平成22年度から国が新たな介護サービスの形ということを追
求しまして、60事業所等を通じましていろんな事業体制を検討されてきたわけでございます。

当町におきましては、徘徊の身体介護を必要とする方が在宅でどの程度いるかという詳しい
データは現在把握しておりませんが、ただ、夜間等の介護スタッフを依頼するというこ
とになりますと、どうしても朝早くとか夜遅くに一般の家庭に入るといいうなかで信頼性の関係
が出てまいります。また、30事業所におきましては、経営上の観点からサービスの対象地域と
する事業所数と供給量が需要に見合うかどうかということで、民間事業所の設置や誘致方法に
ついては、これも今後介護保険料に大きく影響してまいりますので、今回の計画策定の中で検
討してまいりたいと思っております。

現在、平成23年度の介護保険料は基準値で3万9,600円という数字でございますけれども、
これに5,000円入るといことになりますと、今、国の平均が4万1,000円でございますので国
の平均は超えると。これは全国的にふえるわけでございますけれども、介護保険の利用につ
きましては、保険料を支払いませんと介護サービス量が減りますので、実質的に本人に非常
に影響を及ぼすということもございまして、介護保険料の金額というのは非常に大事になっ
てまいります。今後3年間、充分その辺は調整しながらと考えております。

次に、亀田病院の関係でございますけれども、こちらにつきましては、鉄蕉会という法人が
亀田医療大学というものを今回開設したいというようなお話があるわけでございますけれども、
先般の全員協議会でご説明させていただきましたけれども、こちらにつきましては現在広域で
検討しているという中で、我が町の広域市町村圏事務組合議員さんとも充分いろんな状況を調
整しながら、今後の議会の全員協議会等、あるいは議員協議会でご説明をさせていただき
たいというふうに思っております。

ただ、組合規約の中の補助金の関係につきましては、第4条に11項記載されておるわけ
でございますが、こちらにつきましては広域市町村圏の事務組合の事務局のほうに尋ねまし
たところ、その規約改正はなかなか難しいという中で、鴨川市が既にこれにつきましては2億
円の補助を行うということが可決されております。その方法論といたしまして、新たに補
助要項を設置いたしまして補助をしたという経緯があるとのことございまして、この
辺も踏まえて今後組合議員、あるいは広域の議会の中で連絡調整をしながら進めてい
きたいと、方法を探して

まいりたいというのが組合のほうの回答でございました。

九十九里、こちらにつきましては東金でございますが、約50キロ圏内の距離であります。鴨川が27キロですので、どうしても鴨川の亀田病院のほうの利用率が高いこと。まして、夷隅郡内で23.6%の方が亀田のほうを利用しているということから負担金の話が出ているのかなど。九十九里のほうにつきましては、当初山武・長生・夷隅の広域医療圏の中では当然夷隈地域も負担をとのお話でございましたが、その後救急体制、第三次救急に対して需要に応じた負担というのが検討できないかというお話をいただいたわけでございますけれども、こちらにつきましては現在需要自体がどのくらいあるのか実際にはわかりませんし、50キロ離れたところでどのくらいの利用率があるのかというデータもございませんので、こういったものもまた今後協議対象になってくると思われませんが、現状ではとりあえず特に考えていないというお話をさせていただいたという経緯がございます。

○12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

この件に関しては決して悪いことではないと思っています。ただ、広域の規約、また広域議員さんの考え、また他地区の考え、行動をよく検討して、広域の議員さんに判断していただければなと思っています。

これで質問終わりますけれども、米本課長については大変調べてあって、時間がなくなりまして大変申しわけないと思っています。ありがとうございます。

以上で終わります。（拍手）

○議長（新井 明君） 以上で、12番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

ただいまより1時まで休憩をいたします。

（午後12時03分）

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員、所用のため少しおくれるとの連絡がありました。

（午後 1時02分）

◇ 白 鳥 時 忠 君

○議長（新井 明君） 続きまして、2番、白鳥時忠君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

○2番（白鳥時忠君） 2番、白鳥です。ただいま議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

このたび東日本震災で明らかになったこととして、防災対策において、これまで地震や津波の発生後の災害拡大防止活動を重視してきた傾向があると思います。全国の自治体でも地域防災対策の7割は、この災害発生後の応急対策を重点的に行ってきました。全町民の生命の安全という意味においても、これからも周知していかなければなりません。行政は応急対策と並行して、その前に対応する予防対策、これについて今後早急に対応していかなければならないと私は思います。

そこで、まず行政の予防対策について質問させていただきます。

町有建築物における耐震化についてですが、御宿町耐震改修促進計画において現在町有建築物の耐震化は平成21年度で46%であります。これを、平成27年度末における町有建築物の耐震化率を全体で90%とすることを目標とします。このように書かれていますが、現在の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、町の建築物、その耐震化を図るという施設については、昭和57年4月1日以前の建物ということが基本になります。前回についても、この件についてはご説明してありますが、それに対する施設が全部で23施設ございました。そのうち前回までは、今後使用する予定もなく解体するものが1棟、これは岩和田小学校の校舎でございます。今後新築を予定するもの、これは2棟。御宿中学校の体育館と岩和田の団地となっております。今後移転等を検討するもの、これは岩和田の児童館。それと、今後統合等を検討するもの、これが岩和田保育所。この5棟は耐震化とはまた別の問題ですよというご説明をしてみました。

今回、この3月に町の消防団活性化計画というのが策定されまして、分団統合により57年以前に建てた分団詰所、これを平成26年度から順次統合して区域の高いところに持って行って建てる、5つを3つにするという計画が策定しております。ですから、その5つを合わせまして10の建物は23から抜けるという想定でございます。残り13施設について、うち22年度末で耐震調査が済んだものは12施設、92%でございます。そのうち、調査の結果、耐震化の必要なしというものと、それを受けて耐震改修が済んだものが11施設ございます、84%。そのうち1つが、耐震診断は行ったけれどもまだ耐震化はしてないというのが、岩和田の小学校特別教室でござ

ざいます。残りが耐震診断をやってない施設、これは矢田団地ということになります。残りについては今後計画的に実施していきたいと考えています。

○2番（白鳥時忠君） はい、わかりました。

矢田団地に関しては住民が住んでいるところですよ。早急に、計画に合わせてやっていただきたいと思います。

次に、御宿町耐震改修計画に明記されていない町有構造物について、何点かお聞かせいただきます。

町有構造物として河川、橋、トンネルなどがあると思いますが、それぞれ数ほどのくらいあるのか。また、古いものもあると思いますが、耐震化をどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 基本的には、計画設定については国土交通省所管の工事関係指針にて実施をしております。この指針については、地震時を想定した基準も含まれておることです。また、橋梁については平成22年度に橋梁の長寿命化を効率的かつ計画的に進めるために、町内の橋梁について橋梁点検の委託を実施しました。この点検終了後、平成24年度に長寿命化計画を作成し、計画的に整備していく予定でございます。

また、トンネル等につきましては、現在国等の指針が発表されていないということで、今後の動向を注視していきたいと考えております。ちなみに、御宿町の橋梁の数は全部で92橋、トンネルの数は合計で7つということになっております。

また、河川の数については、県管理を含めまして合計で9ということ、また、急傾斜地崩壊危険箇所等につきましては19カ所ということになっております。

○2番（白鳥時忠君） 今、数のほうをお聞かせいただきましたが、この耐震化をどのように考えているかお聞かせください。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 耐震化につきましては、橋梁等につきましては大きな橋梁等については耐震化の必要があるだろうと考えておりますけれども、今回町内の橋につきましては、橋梁点検の中で必要であれば随時行っていきたいとは考えております。

○2番（白鳥時忠君） はい、わかりました。

御宿町、橋梁は相当数の数があると思いますので、随時計画に沿って点検並びに補修をして

いただきたいと思います。

町には町有構造物以外の、例えば国・県・JR管理の重要構造物があると思います。行政においては管理事務の所管によって業務が分かれており、御宿町の管理においては責任が生じてきますし、管理することは義務づけられていると認識しております。しかしながら、町民にとって管理がどこであろうと関係なく、御宿町に属する構造物に関しては町が管理するものと理解していると思います。

高架下、橋、トンネルに関してどのように把握されているのか、また、町では独自に点検を行っているのか、あとどのような各機関との調整を行っているのかお聞かせください。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） まず、町道関係等につきましては、平成6年度に1・2級町道を対象に道路の斜面、のり面等について落石崩壊に対する安全性について、道路防災総点検を実施した経過がございます。また、そういう地点につきましては、毎年県や広域消防とともに土砂災害発生のおそれのある箇所について点検を実施しています。その他大雨や地震等の災害時には、その都度危険個所の点検を実施しているということでございます。

町有構造物以外ということでございますけれども、国・県道にある橋梁につきましては8カ所、トンネルについては6本、また、JRの跨線橋については同じく6本ということで認識しております。国・県の橋梁につきましては、緊急輸送道路、御宿に関係するところは国道128号線、297号線等がございます。跨線橋、歩道橋や県道の県境の幹線道路を重点に耐震化計画を作成しまして、順次実施していると県からは伺っております。また、跨線橋等の耐震につきましては、JRでは長大橋梁、スパンの長い橋梁や橋脚については耐震補強等は完了しているということございました。

しかしながら、御宿町で大きな橋梁とか橋脚はないということで、小さな鉄製橋梁では地震による被害は少ないと想定しているということで、耐震化の目安としましては、電車の運行本数が1時間当たり10本以上の路線を対象に改修をしているということでございます。

○2番（白鳥時忠君） 10本の路線ということで、御宿町はとても該当しないなということがわかりましたが、通常時、平時のときの避難訓練、町民が避難する際に、この橋がどこにどうかかっているかとか、高架下がどのようになっているか、あとトンネルが何本あるかなど考えていないと思います。災害時にはこういうものが崩壊する危険性があるという可能性もありますので、その辺の周知を町民にさせていただきたいと思います。

次に、今公共施設の耐震における現状と対策についてお聞きしましたが、次に、個人住宅について質問させていただきます。

住宅に関しても、平成21年度耐震性を有する住宅が63%ありますが、平成27年度末時点での耐震化率を90%とすることを目標にしています。そこで、個人住宅について質問します。今現在の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 基本的には、昭和56年以前建築の建物について対象というふうには考えております。建てかえ等もありますが、耐震改修のみの改築については確認が難しいのが実際、現実のところでございます。

今後、耐震改修補助等を実施すれば、申請件数等で把握ができてくるのではないかと。また、建築確認申請等につきまして、建てかえ等については民間の受け付けもございますが、100%とまではいかないまでも、件数については把握ができてくるのかなというふうには思っております。パーセンテージにつきましては、新しく建てるところ等につきまして分母が大きくなるということですので、耐震改修率については少しずつ上がっていくというふうには認識しております。

○2番（白鳥時忠君） 災害時、年寄りの死亡する一番の要因が家屋の倒壊、これが70%以上ということをお聞きしましたが、引き続きこのことの情報の把握、あと周知のほうをお願いします。

御宿町木造住宅耐震診断費補助金という補助制度がありますが、これまで何件の申請があったのか、また、周知はどのようにしているのかをお聞かせください。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） この制度につきましては、平成23年4月から新しく実施しているものでございます。残念なことに、現在申請件数についてはゼロというのが実態でございます。周知の方法につきましては、町のホームページに掲載はしてあります。今後、ホームページ以外に広報やお知らせ版等により周知を行いたいと考えております。

○2番（白鳥時忠君） ぜひ、生命の安全が一番重要だと思っておりますので、僕は毎回御宿のお知らせ版等、周知するものに対しては載せるべきだと思っておりますので、提案としてお聞きいただければと思います。

補助金に関しては呼び水という観点もあると思います。災害に関しての関心が強い今、再度

補助金のお知らせをするとともに、お年寄りの地震での死亡原因の多くが家屋の倒壊であるということを、同時に周知していただければと思います。

これ以外にも、個人に対する防災予防に関する制度があれば、お聞かせください。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 制度としてはそんなにはないんですけども、今、御宿町が進めているのは耐震相談を無料で実施するということを考えております。それにつきましては県の協力が必要ということで、現在県と協議中でございます。また、相談の題名としまして「我が家の耐震相談」ということで題しまして、現在のところ11月ころを予定しております。

○2番（白鳥時忠君） 今お聞きした耐震相談等も含めて、周知徹底を行っていただきたいと思っております。

今回、耐震化として橋、トンネル、河川について指摘させていただきましたが、耐震促進計画を予算化した場合、相当額かかることが想定されます。このほかの公共事業についても計画の先送りによる弊害が出てくるのではないかと思います。これに関して、町長のお考えを聞かせください。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議員のご質問であります耐震改修促進計画について、予算化した場合の他事業への影響ということでございますが、一般住宅への耐震改修促進補助金や公共施設にかかわる特定建築物の適正管理等、多額の予算と時間を要することが見込まれまして、他事業の進捗についても限られた財源の中では少なからず調整を要するものと思慮されます。ご承知のとおり、3・11の東日本大震災により災害に対する人々の関心が高まっておりまして、町民の生命・財産を守る生活インフラの整備改修はその対応が急がれるところであります。

しかしながら、自治体の行政運営は、町民の安全・安心対策はもとより福祉や教育、産業の活性化など多岐にわたっております。施策ごとの緊急度、重要性を見きわめながら各分野のバランスをはかりつつ、将来財政を適正、計画的かつ効果的な予算配分に努めてまいりたいと考えております。

○2番（白鳥時忠君） まず、町民の生活に対する安全が最重要事項だと思います。また、地方経済の活性化には必要な公共投資を積極的に行うことが必要であると思います。地方の雇用拡大と内需振興を図る景気対策のため必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込めると思います。老朽化した施設の計画的な更新、大規模修繕を

積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

防災協定に関して質問ということでしたが、これは先ほど説明がありましたので割愛させていただきます。

次に、社会福祉協議会の整備事業についてお聞きします。

福祉関連の会議で、社会福祉協議会の整備について保健福祉課長が説明されていたと思いますが、社会福祉協議会の整備事業についてどのような事業なのか、お聞かせください。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 町社会福祉協議会が、指定管理をしております御宿町地域福祉センターのリニューアル化を考えてございます。当地域福祉センターは、平成3年に地域福祉の拠点といたしまして、会議室、相談室、機能回復室やボランティア活動の場となる舞台つき和室、作業室と娯楽のためのおふろを備えた施設として建設されましたが、築20年を経過し、施設の老朽化から雨漏りやおふろなどの施設も使用ができない状況となっております。また、トイレ設備も障害者トイレ以外は和式で、利用者からは使用しづらいなど施設の改善要望が多く寄せられているところでございます。

加えまして、時代のニーズによる福祉センターの役割や位置づけも当時と異なるところが見受けられますので、本来の地域福祉の拠点という目的の中で、今後福祉行政の方向を見据えた施設としてリニューアル化を検討していきたいというふうに考えおるわけでございます。また、従来にはなかった災害発生時の避難所やボランティア活動の場としても対応できる機能なども加え、多機能の福祉センターというものができればというふうに考えてございます。

来年度から改修設計等検討いたしまして、今後町実施計画に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（白鳥時忠君） 東日本震災は御宿町にも多大なる影響を及ぼし、数日間町民が避難したと仮定した場合、避難民の受け入れ、健康状態の把握、食料の配給、炊き出し、ボランティアの受け入れなど、私も数度ボランティアとして行きましたが、非常に社会福祉協議会の役割というのは大きいものだと思います。これ以外にも社会福祉協議会が受け持つ事柄がありましたらお聞かせいただきたいのと、要望などありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 東日本の震災の被害ということは、これからいろいろ検証が進んでくだろうというなかで、地域防災計画あるいは避難所の施設、こういったものも徐々に見直されていくことが多々あるのかなということがあると思います。これからの検証結果によりまして、国と地方、現場の地方公共団体がいろんな多機能の面で変わってくるのではないかと想定されるわけでございます。

現状の御宿町の社会福祉協議会の仕事となりますと、食料の配給、炊き出しなどの御宿町赤十字奉仕団の事務局としての役割、あるいは一般ボランティアの受け付け、配分等の活動のほか、介護支援事業所として介護支援事業の利用者に必要な対応をとることとなっております。また、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の安否確認など民生委員協議会のとりまとめといった活動、あるいは老人クラブ連合会、身体障害者福祉会の事務局など、非常に多くの福祉関係事務を抱えておるわけでございますので、やはり災害時におきましてはこういった関係団体との連携、あるいは高齢者の安否確認等スムーズにできるような体制というものが強く望まれることと思っております。

○2番（白鳥時忠君） はい、ありがとうございます。

福祉に関する専門性を持つ団体として、社会福祉協議会の果たす役割は今も、またこれからも重要な役割を担ってくると思います。中心的な役割の拠点としてぜひ整備していただき、必要な予算措置をしていただきたいということをお願いいたします。

次に移ります。放射能についてです。

水質調査については、先ほど観光課長のほうから説明をいただきましたので、割愛させていただきます。

次に、報道等で、海に垂れ流しされている汚染水があると聞きました。それとは別に、公式に汚染水3,000トンを超えて海に放出することを検討しているという報道がありましたが、これに対して東京電力・国に放出反対の抗議などをされているのかどうか、お聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 公式に、汚染水を海洋に放出する情報が町及び御宿岩和田漁業協同組合などには報告はございません。そのような情報が入った場合、千葉県、関係者また外房一帯の漁業組合の方たちと連携で、汚染水の放出防止の意見書を国・東京電力へ提出したいと考えております。

○2番（白鳥時忠君） 今までに東京電力・国に対して漁業組合、町のほうから意見書という

のが行われた経緯というのはあるのでしょうか。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 町では直接ございません。千葉県漁連ですか、そちらのほうで出した経緯は聞いてございます。

○2番（白鳥時忠君） 御宿町では漁業関係者だけではなくて海水浴場も開設していることですので、御宿町からも意見書並びに要望書を出すべきだと思いますが、それに対してお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 確かにご指摘のとおりでございますが、現在直接的な地質等の調査でもセシウム、ヨウ素については不検出の状況でございますので、今後そういった状況を踏まえながら考えていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○2番（白鳥時忠君） 今、海水に対しては不検出というお話をされていましたが、放射能の数値の検出方法についてお聞きします。食材の放射能の検査方法についてお聞きしますが、魚介類の検出方法と野菜の検出方法についてお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 魚介類の放射能の測定方法につきましては、文部科学省が作成した「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」と、厚生労働省のほうで作成しました「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」が示されております。これによって、魚介類については行っているということでございます。

○2番（白鳥時忠君） 私は「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」、これを拝見しましたが、魚介類に対しては頭とか内臓とか骨を取ったもの、切り身状のものをミンチにして、それを測定するというのであったと思います。これは保護者のほうから言われるんですが、そうではなくて頭と内臓、骨、すべてを入れたものをミンチにして測定するべきではないかということをよく聞かれるのですが、これについてはどう思われますか。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 行政としては、やはりこの3月11日以降、急きょ放射能についていろいろな文献を見たり、しながら対応している関係がございます。そういうことで、やはり我々としては、今の段階では先ほど言ったマニュアルに沿った形の方向で当然やっていく必要があるのかなと。また、検査方法も、当然このようなマニュアルに従った形で国から指示

があつて行つてゐると思つたので、そのような形で今後とも検討していこうと思つております。

○2番（白鳥時忠君） マニュアルに沿つてという話でしたが、測定される放射能の種類に関してプルトニウム、ストロンチウムが入つていません。測定種類をヨウ素とセシウムに限定している理由をお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） それにつきましては日本放射能影響学会、これは福島原発に伴つて急遽日本の科学者たちが集まつてつくれた団体でございますが、その中の京都大学の教授のほうに私のほうで直接メールで問い合わせをしたところ、ウランを核分裂させると質量数77くらいから150くらいの元素数でおよそ40種類、質量数で80種類の物質が出てきます。その中には、放射線を出す物質は不安定な物質ばかりでなく、放射線を出さない物質も含まれております。ヨウ素131やセシウム134・137はそれぞれ全体の90%ぐらいの頻度で出てくることがわかっています。半減期の短い物質はすぐになくなり、半減期の長い物質は一定の時間当たりの放射線を出す回数が少ないので、放射線を出さないものと同じものと考えられていい状態です。そうした中で、人に影響を及ぼしやすく、またある程度の半減期の物質としてヨウ素131、セシウム134・137に注目して検査を行つてゐると伺つています。

その理由としては、ヨウ素131は半減期が8日間で甲状腺に集積しやすく、発育期にある子供たちの場合に大きな問題となっております。なお、甲状腺は成長ホルモンを生産する臓器で、子供たちでは活発に働いてゐるためです。一方、セシウム134・137はそれぞれ2年及び30年の半減期を持ち、どちらも崩壊する放射性物質で、体内に入ると筋肉や腎臓に蓄積残留し放射線を出し続けます。多くの放射性物質は体内に入つてもすぐに排せつされるものがたくさんあり、そのようなことから、原発事故の場合、人の安全を評価するときにセシウム及びヨウ素が重要視されているものです。

また、プルトニウムやストロンチウム90は調査しないのですかという質問ですが、プルトニウムはセシウムやヨウ素と違ってアルファ波を放出し、アルファ波は紙1枚で遮へいできることや、非常に重い元素で大気中に拡散しにくい物質であること、また、ストロンチウム90は国の発表では一部の範囲で検出されたが微量のため一般的には調査を実施しない状況です。町としてもそういったことで進めてゐるところでございます。

○2番（白鳥時忠君） 課長のほうから、先ほど来マニュアルに沿つてしているという答弁が

ありましたが、緊急時における食品の放射能測定マニュアル、ここにはこう書いてあります。防災指針の飲食物摂取制限に関する指標には、放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウムの4種類が示されている。また、緊急時モニタリング指針による第一段階のモニタリングにおいては、農畜産物、魚介類中の放射性ヨウ素、放射性セシウムに加え、放射性ストロンチウム、ウラン、プルトニウムなどの濃度測定が求められているというように書いてあります。これは先ほど2種類という話がありましたが、指針のほうにはプルトニウム、ストロンチウムが含まれています。

それで、やっぱり私も数名の教授にお聞きしました。いろいろな考えがある中で、やはり保護者を含め町民が安心を得るためには、なるべく多くの種類の測定をして公表して、それで安心したいということでした。自治体の独自性、町民の安全、生命の安全維持においては、自治体は国に倣うことではなくて、自治体独自に町民が不安と思うものに関しては、ぜひともこういう検査をしていただきたいと思います。また、回遊魚、魚の話をしました。回遊魚は福島県沖も通過します。福島原発から汚染水が流れている現在、プルトニウムも入っている可能性があります。国が検査しないなら、私は御宿町が独自に検査を行ったほうがよいと思いますが、町長、このことに関してどう思われますか、答弁をお願いします。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） その前に、回遊魚につきまして、千葉県の水産課のほうでこれまで、3月から約70回ほどの調査を行っています。その中には当然回遊魚、サワラ、スズキ、カツオ、ブリ等一般的な、ヤリイカも含めて全体としてやっております。ですので、回遊魚については県のほうにお任せして、ある程度内容は精査できるということで考えています。

○2番（白鳥時忠君） 私はするべきだと思いますが、今の課長の答弁だと千葉県の指針に載っているとか、千葉県のほうで検査するのでそれを注視するという回答だったと思います。これから黒潮に乗った魚が戻ってきます。今、漁業者のほうでも禁漁区として、福島沖一帯は禁漁にしている状態にしていますが、これが帰ってきた場合に危険性というものにはゼロではないと思いますので、引き続き注視していただきたいと思います。

次に、学校施設の放射能の検査に関してお聞きします。

小学校のプールのことについてお聞きしたいんですが、冬場に張っていた水を抜いた後にプールの底を洗ったりするプール掃除の作業は、例年先生方に加えて児童生徒も一緒に行っていると思います。今年に限っては、放射性物質の影響が懸念されます。千葉県内でも掃除に関し

ては中止するところもあると聞きます。この件では、個人的に調査に伺わせていただきましたが、どのように行われたのかお聞かせください。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） プールを開設する前の掃除についてということでございますが、こちらにつきましては、先に県の教育庁が先生方を対象に開催いたしました講習会におきまして、プールの底に堆積した土砂には子供たちが触れないことがより好ましいというような講師の意見がありましたことを踏まえて、今年の開設前の清掃につきましては先生方及び保護者のボランティアの方に行っていたいております。

なお、その後プールサイド及びプール内の清掃につきましては保護者も子供たちも一緒に行ったところでございます。

○2番（白鳥時忠君） 学校施設の放射能検査に関してお聞きします。

計測する場所、計測回数、計測数値も含めた現状をお聞かせください。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） それでは、学校施設の放射能検査ということで、まずグラウンドについてお話をさせていただきます。

グラウンドの放射線量測定につきましては、5月20日に各学校のグラウンドにおいて放射線簡易測定器による簡易測定を行っております。児童生徒が主に使用する部分につきまして任意に2カ所を決めまして、地上50センチ及び1メートルの高さで測定を行っております。結果につきましては、この測定は継続的なものではないこと、また専門家が行ったものではないこと、簡易測定器による測定であることから数値のほうは申し上げておりませんが、文部科学省が示した学校の屋外活動に一定の制限を行う基準1時間当たり3.8マイクロシーベルトよりは全く小さな、屋外活動制限が必要ではないレベルでございました。この情報につきましては学校にもお知らせをしております。

今後につきましては、今回補正予算でお願いをしておりますが、校庭の土壌の放射能の測定について実施をしていきたいと思っております。こちらにつきましては専門機関に検査を依頼したいということで考えております。また、この結果については公表させていただきたいと考えております。

また、同じく補正予算の総務費で購入費を計上しておりますけれども、放射線量測定器、こちらについて購入後にこれを活用して、決めた一定の場所で定期的に空中放射線量の測定を行

っていききたいというふうに考えております。この放射線量の測定につきましては現在明確なマニュアルというのが示されておられませんので、方法が異なると結果が異なってくる、比較もできないというようなことが想定されております。

現在、最近県が暫定的に示した手法というのがございまして、これに準じて行っていくことになると思いますが、1つには計測器は簡易なものであること、また計測にあたっては周囲の建築物、人がいないことですか計測器は水平に置くこと、それから計測器をビニールなどで覆い手や土・水には接触させない、携帯電話など所持しないで計測するとか、スタンドを使用するとか細かな条件統一事項というのがございます。こうした基準に準じた計測ができるように準備をいたしまして、また機械の操作法、機能等も踏まえまして具体的手法については検討していききたいというふうに考えております。

あと、プールについてですが、現在御宿小学校のプールは今週から授業をスタートしております。御宿小学校のプールの水源は地下水を使用しておりますけれども、こちらについてはこれまでこうした検査を実施したことがないことから、地下水について開設前に専門機関による放射性物質の検査を行っております。この結果、放射性ヨウ素、セシウムについては不検出ということでございました。

学校では、この検査結果、またプール指導後のうがいやシャワーなど、安全管理のための取り組みを学校だよりとして保護者にお知らせをしております。また、検査結果については町ホームページでもお知らせをしているところでございます。

今後は、開設期間である7月中旬までの間に数回、このプール水についての検査を行いまして安全を確認してまいりたいと考えております。この結果についても公表していききたいと思っています。

○2番（白鳥時忠君） 確認したいんですが、土壌については専門業者に依頼して検査結果、数値を公表する。本議会に補正予算として計上してある測定器に関しては公表しないということだったのでしょうか。もう一度お聞かせください。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 簡易測定であるということの条件等をお示しした中で、先ほど申し上げたような統一的な形で一定の場所でというルールの中で、公表については検討させていただきたいと思っています。

○2番（白鳥時忠君） ぜひ、数値に関しては公表していただきたいと思います。

次に移ります。学校給食の安全性についてお伺いします。

学校給食における安全性について、現状をお聞かせください。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 学校給食につきましては、福島第一原子力発電所の事故発生以来、国が指示をし要請をした都と県では、国が指定した品目、それから都県の主要農産物等の食品について、放射性物質について定期的に検査を行っております。

千葉県におきましても、例えば野菜など農産物については週に1回から2回、また原乳も月に数回、放射性物質の検査を実施しておるところでございます。この状況については県のホームページで公表されております。

こうした検査において、国の定めた基準を超えた値が検出されたものにつきましては、出荷について制限されるということとなっております。この規制を受けている商品、産地については、他の都県のものも含め厚生労働省と農林水産省のホームページで公表されております。

こうした県の検査体制から、国の示した基準をクリアしたものが市場に流通しているということを原則といたしまして、先ほど申し上げた各県や厚生労働省、農林水産省により公表されている内容、産地等をチェックし、食材の購入を行っているところでございます。

地元の商店から直接仕入れる野菜などにつきましては、納品業者に納品書に産地の記載をお願いし、確認するとともに公表されているデータから、必要な場合につきましては産地の市町村名までの確認をお願いすることもございます。また、納品業者におきましても、給食の食材であるということを認識いただき、配慮いただいて仕入れを行うようお願いをしているところでございます。

また、野菜につきましては、水でよく洗うとともに、ゆでることにより、かなり放射性物質が除去できるというようなこともございますので、調理においてもこれまで以上にこうした取りくみを行っているということでございます。

○2番（白鳥時忠君） 学校給食が安全であり、今後も学校給食を続けていくのであれば、児童の年間総合被曝量、これは考える必要があると思いますが、これについてどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 1人当たりが年間に受ける放射線量につきましては、国際放射線防護委員会によりまして、自然から浴びる放射線を除いた平常時の一般公衆の年間線量限度は

1ミリシーベルト以下という勧告が行われています。こちらにつきまして、やはり平常時においての数字が望ましいということで考えております。

○2番（白鳥時忠君） 今、年間1ミリシーベルトという話がありましたが、学校給食などは体内被曝に含まれると思います。これ以外に体外被曝、その年間総合被曝量を考えた上で、これ以外の家庭における体外被曝、体内被曝もあるわけですから、数値を出すべきではないかと思えます。

学校給食法にはいろいろなことが書いてありますが、「学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校教育衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする」、こう書かれています。そして、学校給食衛生管理基準には、学校給食実施者の責務として「学校給食を実施する都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、みずからの責任において安全な学校給食の実施のために必要な措置を講じるよう努めること。食品の選定、食品の購入にあたっては過度に加工したものは避け、鮮度のよい衛生的なものを選択するよう常に配慮し、特に有害なもの、またはその疑いのあるものは避けるよう留意すること」、このように書かれています。

児童の年間総合被曝量は、平常時一般公衆の被曝限度1年1ミリシーベルトであります。そして、国際的な基準も1年1ミリシーベルトであります。しかし、国は暫定基準として20ミリシーベルト以下に定めていますが、子供たちには1年1ミリシーベルトと考えるべきであると思えます。一つ一つの食材は国の基準は満たしているが、子供たちに1年1ミリシーベルト以上の被曝をさせたくなかったら、食材の年間総合被曝量を考える必要があると思えます。そして、先ほども言いましたが、大気中の放射能の数値、これを足したものを数値化し、1年1ミリシーベルト以内でなければ安全は確保されないと思えます。

基準値以内の食材であっても、年間総合被曝量を超えないとは言えません。水素爆発が起きた15日から最低でも1カ月は御宿町の被曝量は計測していません。当然、今よりも高い数値で被曝をしていることが想定されます。被曝量は、半減期の長いものは30年、もっと長いものもあります。成長期の子供は放射能の影響を一番受けます。国・県の基準はあります。そして、組織として基準を遵守し、組織として望むことは重要であります。

しかしながら、平時ではなく緊急時の現在、そして国としての基準が確立されていない今、未来ある子供たちには少しでも被曝させないように考えた場合、数値の低い地域からの食材の確保——この1年に限ってはという話ですが、望まれると思えますが、これについて町長の見解をお聞かせください。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 子供たちが1日生活している中で学校給食、あるいはトータルでの年間被曝量ということではありますが、なかなか計数というか、難しい部分があるんじゃないかと思いますが、研究はさせていただきたいと思います。

○2番（白鳥時忠君） 保護者の不安を少しでも取り除き、子供たちが安全に学習活動できるようにしなくてはなりません。子供への影響は、頭痛、貧血、めまい、鼻血、甲状腺トラブル、背が伸びない、風邪が治りにくい、肺炎、リンパ節のはれ、肝臓病、心臓病、白血病、そのほか原因不明のさまざまな症状が想定される放射能被害に対して、研究するという回答でしたが、ぜひとも細心の注意を払っていただきたいと思います。

次に移ります。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 実際に、この暫定基準に基づいて出荷制限を現在行っているわけでありまして、現在の状況で、例えば千葉県の場合について申し上げますと、この数値を超えているのは現在は生茶葉のみという状況でございます。他の野菜では、ピワで微量が検出されたことは公表されておりますが、それ以外のものは不検出というのが現在の千葉県の状況でございます。

いずれにしても安全が第一という中で、引き続きこういった情報に配慮しながら学校給食を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○2番（白鳥時忠君） それでは、次に移ります。

観光関連緊急活性化事業の負担金についてお聞きします。

その前に、御宿町から観光協会に委託している年間事業金額をお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 御宿町から観光協会へ委託している年間の委託料につきましては、5月の臨時会で承認いただいた1,600万円……

○2番（白鳥時忠君） ちょっと声を大きくしてください。聞こえない。

○産業観光課長（藤原 勇君） 5月の臨時会で承認いただいた1,600万円、それと事業年度が平成23年度までの緊急対策事業で1,050万円を含めた総事業費5,315万円です。通常の場合は約2,665万円ほどでございます。

○2番（白鳥時忠君） もう一度。

○産業観光課長（藤原 勇君） 通常の場合、2,665万円ほどでございます。

○2番（白鳥時忠君） はい、ありがとうございます。かなり金額は大きいと思います。

まず、東日本発災後、観光協会では理事会を何度開催しているのかお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、御宿町の観光協会の理事会は、通常の場合年4回とうたわれております。緊急時に必要な場合には開催することができるよう定款上はうたってございます。また、委託事業で必要とする場合以外は、原則として町の職員は参加しておりません。東日本大震災後理事会は開催してないと、事務局から報告を受けております。

○2番（白鳥時忠君） 開催してないということですが、南相馬市の人を受け入れる際に予算をつけました。そして、先に行われた臨時会において1,600万円の予算をつけました。これは理事会を一度も開かないで予算要望してきたと。それに対して行政が予算づけをしたと。その前に観光協会が予算要望に至るまでの経緯についてお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今回5月17日の理事会でお願いした観光関連緊急活性化事業の要望書は5月11日に、御宿町観光協会代表理事長、料飲店組合代表理事、宿泊部会代表理事、副会長、そして御宿売店組合長、岩和田売店組合長の7名の連名による要望書の提出がありました。

同時期に同じような内容の緊急経済対策が鴨川市や南房総市で発表され、風評被害や出控えによる観光客の激減から、提出された事業内容を関係各課や町長と協議を重ね、本町の観光は夏期のシーズンを基軸としている観光であることから、海水浴シーズンに間に合う方向で緊急的に予算化したものでございます。

○2番（白鳥時忠君） 7名の代表者でという話がありましたが、宿泊業組合や、今言われたそのほかの観光協会に属する団体が開催して決めたということですが、開催回数と人数、議事録について把握しているのか。把握しているようであれば、その詳細についてお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、5月23日に町の観光協会宿泊部会について、制度の説明がございました。参加人数は18名と伺っています。5月27日、食品衛生協会講習会にて制度の説明を行い、参加人数は200名と伺っております。6月2日に料飲店組合役員会にて制度の

説明を行い、役員ですので11名の参加。6月10日に町並びに御宿町観光協会役員と合同の調整会議を行い、そのときは8名です。6月15日に観光協会理事会にて最終的な確認を行ったということで、そのときの人数は12名ということです。同じ日に宿泊会議の班長会議にてキャラバンの募集依頼を行い、班長会議は11名参加で行ったと報告を受けてございます。

なお、議事録については私のほうでは持っておりません。

○議長（新井 明君） ただいま一般質問中でございますが、ただいまより10分間の休憩に入りたいと思います。

（午後 1時57分）

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午後 2時10分）

○2番（白鳥時忠君） 休憩前に、観光協会が予算要望に至るまでの経緯、あと宿泊業やそのほかの団体が会議を開いた回数を教えていただいたところまでだったと思います。

1点確認したいんですが、南相馬の人たちを受け入れる際に、宿泊組合、観光協会をやはり通じてだと思いますが、あのときの計上された予算は幾らだったのでしょうか。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 4月まで500万円です。

○2番（白鳥時忠君） 500万円ということです。さきの臨時議会の1,600万円、そして南相馬の500万円、合計2,100万円。これは観光協会の理事会を通過していないものを予算要望してきました。それに対して町では予算として計上しました。このことに関して町長の見解をお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 通っていないということではなくて、正式に会長名で要望書が文書で来ております。ですから、各組合長7名が連名の形で来ていますので、そこら辺はご理解願いたいと思います。

○2番（白鳥時忠君） 観光協会は任意団体でしょうか、お聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 社団法人でございます。

○2番（白鳥時忠君） 私もNPOにも属していますが、法人格を持っている組織の場合には、理事会で予算承認しないもの、これに対しては私たちは予算要望はいたしません。通常、会社であっても理事会を通して予算要望してきますし、それに対して町が考えるのではないかと思います。これに対してお聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 議員のご指摘のとおりでございます。しかし、この場合、やはり緊急時ということだけのご理解いただきたいと思います。

○2番（白鳥時忠君） 緊急時ということなので、この後にクーポン券のことをお聞きしてから、また再度質問したいと思います。

観光協会は1,400万円の予算で観光クーポンを行うということですが、現在の進捗状況と今後の政策についてお聞きします。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 昨日、6月15日の御宿町の観光協会理事会にて、観光関連活性化事業の最終調整会議が開催されたと伺っております。また同時に、キャンペーン協力店参加の募集を実施したところでございます。今回の参加募集は、御宿町の観光協会、宿泊部会、商工会、商店振興会、料理店組合、御宿岩和田漁業組合など、できる限りの事業者へ参加の案内状を送付したところと聞いております。キャンペーンの募集の締め切りについては6月25日となっております。

今後の政策についてということですが、御宿町の観光協会が行政主導の企画内容ではなく、みずから初めて考えてきた書面の企画要望の提出があったと理解しております。

この夏期に向けてのキャンペーンやクーポンを町内に循環することによって、お互いに理解し、観光関連事業者の受け入れ側としても、意識高揚と顧客満足度につながればと考えております。

○2番（白鳥時忠君） 参加される宿泊業者はどのくらいの数なんですか。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 先ほど6月25日の募集締め切りとなっておりますので、今後は宿泊を含めて決まり次第ご報告させていただきたいと思っております。今、観光協会に登録されている方が160強の団体と伺っております。

○2番（白鳥時忠君） このクーポンの周知はどのように行うか、お聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 来訪者へのクーポンの周知ということでございますが、6月11日、12日の千葉県の幕張メッセ国際展示場にてキャンペーンのチラシを400部ほど配布してございます。6月18日に千葉県主催の「千葉県から日本を元気にするキャンペーン」が習志野市の津田沼イオンで開催され、キャンペーン用チラシを200枚ほど配布する予定です。また、6月中にフジテレビのお台場テレビ局、また山梨県の県庁前に行って山梨テレビの協力などの調整を行っているところです。また、7月15日には報道機関を通じまして、16日にJR舞浜駅前エキスポアリで旭市との共同により、安全・安心宣言とあわせてキャンペーンチラシを配布する予定です。また、御宿町のキャンペーンに参加する店については、キャンペーン参加ののぼり旗を掲げる予定でございます。

○2番（白鳥時忠君） 観光協会が初めてみずから考えた事業だというふうにお聞きしましたが、これは同様なことを鴨川市でも南房総市でもやっております。これに改良を加えたものだと認識しておりますが、目的が明確になるまではまだ予算を計上するべきではないということ、先の議会でも私は言わせていただきました。今現在において実施に至っていない、これから検討することも多いですし、宿泊業者の数も決まっていない。今この段階です。6月議会でもよかつたんじゃないでしょうか。お聞かせください。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） この場合やはり早目に、印刷物の準備が必要で、現在6月6日にのぼり旗の発注を行いまして、これが17日に納品、またチラシはカラー刷りでなくてコピーで対応したのが今までのチラシ、そして今後、本格的なチラシ4,000枚を6月9日に発注しまして、27日納品。クーポンにつきましても、6月10日に最終発注しまして27日ということで、そういった形の内容ですので、やはり時期は少しでも早くということでご理解いただきたいと思えます。

○2番（白鳥時忠君） 緊急性という名のもとに御宿町では事業を行う経緯がたびたび見られます。観光協会の決定、これは極めて不明確でありますし、理事会を通さないものを御宿町が予算計上した。これに対しても問題があると思えます。安易に行政が議案上程に至った経緯が露呈されたと思えます。

この後、この関連についてはお聞きませんが、町長、このことに関して最後ですのでお聞かせください。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 東日本大震災の影響が非常に大きかったという中で、前の会議でも申し上げましたけれども、非常に宿泊関係が87%の減という状況がありましたので、そういった状況の中で、先ほど課長が申し上げました各団体長の連名で要望書が来ました。そういうことで、私としては連名で上がって来ましたので、各団体の皆さんの合意の上出されてきたものと判断して、お願いを申し上げた次第であります。

○2番（白鳥時忠君） 冒頭、町長は緊急性・優位性には充分気をつけてという趣旨の答弁があったかと思います。東日本地震発災後、自治体の防災に関する考え、意識、計画いかんによってはこれからの事業計画に大きく影響するものと質問させていただきました。

さまざまな事業計画がある中で、緊急性の名のもとに行われる自治体独自の政策、これに関しては細心の注意を払わなければいけないと思います。そして、子供たちの生活の安全に対しては自治体の独自性をもって、細心の注意をしていただくと同時に私も引き続き調査研究し、今後につなげていくことを約束いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（新井 明君） 以上で、2番、白鳥時忠君の一般質問を終了します。

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（新井 明君） 続きまして、10番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 貝塚嘉軼君 登壇）

○10番（貝塚嘉軼君） ただいま議長のお許しが出来ましたので、10番、貝塚がひとつ一般質問をいたしたいと思います。

私がここに立つと議員さんがうるさくてしょうがないです。私はたった1問なんです。景気対策についてということで、前任者がやっぱり関連質問されていまして、ある程度、今ある御宿の経済状況については説明されて、そして先行きのことを思うと非常に不安でならないと。このままでいったら正直言って、ことによっては自殺する人も出てくるんじゃないかというぐらいの、私は危惧をしております。

というのは、今白鳥議員が最後に質問されていまして、前回の補正予算において1,600万円が可決されて、御宿の経済活性化のために議員の承認を得て決定された。その使い道についていろいろとご質問がありました。まさに私も、その会議の中に、説明の中に参加させていた

だきまして、以前議会で、やはり使うほうも簡単に、また扱うほうも簡単にということで、それを素案として活用してほしいというような気持ちを私も持つておる一人でございます。

きのうもそういうことで、私なりに協会の担当に説明をしました。しかし、既にクーポン券も印刷されて、我々が使いやすいようにということで提案したことが既に手おくれで、2日からそれが使用されるということで、もうやむを得ないというようなことで、年間民宿をやっている方はそれなりの若い人もいれば年配の方もいますけれども、季節民宿においては大半が高齢化して、我々は飲食よりも素泊まりを中心として営業していると。そういうところの経営者においては、このクーポン券の利用については非常にわかりにくいということで、私たちが使いやすいように改善してくれという話がありました。

これは私の質問とはちょっと離れていますけれども、前任者の質問に対してちょっと私も関連いたしましたので、こういう経過ですよということを、実際に町が助成するわけですから、その辺もぜひ、法人であるがゆえに行政が参加できないということではなしに、やはりまだ歩み始めたばかりです、観光協会の法人は。ですから、やはり担当課の係長あるいは課長あたりがオブザーバーでそういう会議に出て、聞きおきして、我々の議会においてやはりわかりやすい説明ができて、ご理解をいただいて対策をしていくということを中心に心がけてほしいなというふうに思います。

前置きはその辺にして、景気対策について。

景気対策というと、この意味合いは非常に大きいと思うんですね。日本全国、リーマンショックから立ち直って、これから日本の経済が復興していくと、活気づいているというこの矢先に3・11の大震災が起きて、大津波が来て、本当に3県にまたがる、あるいは千葉県、我々の県においてもいろいろと被害をこうむっております。そういう中で、町長は未曾有の災害だと。よって私は未曾有の対策をして御宿を建て直していくと、御宿が元気になるようにしていくというようなお話もされておりました。

そこで私が今日聞きたいのは、補正を組んで第1次手当ではしました。これがどういう結果になるかは、期限が10月31日までと切られております。ただ、関係者の一人として夏期の予約状況は全く10%にも満たっておりません。各それぞれ、きのう集まって聞きますと全くそのとおりです。ですから、このクーポンのことに非常に期待をしています。だけど、やり方によって、方法によって非常に厳しいと。そうしたときに行政として、町長が言う未曾有の心を持って対応していくと。であれば、10月以降の期限切れになった後の経済対策、景気対策をどのよ

うに考えているかというのが考えられるわけですね。

よって、私は、これは担当課長さんには申しわけないけれども、ぜひ執行権のある、責任ある地位にいる町長にみずからの考えのもとにおいて二弾、三弾という景気回復の考えの策があれば、具体的にそれをお聞きしたいなど。今現在、一步踏み出した第1回目の景気対策については非常に厳しいというふうに私は見ております。ですから、二弾、三弾の景気対策を当然考えると、町長のお腹の中にはできておるんだろうというふうに思います。それで町政を預かってリーダーシップをとって、何とか御宿町民が元気で明るい生活を送れるようにと思っているんじゃないかと思えます。

一つ、私はここに元気な町があることをテレビで知りました。これは岩手県の葛巻町というところ、これを見たら非常に、人口もかつては1万4、5千人いたところが現在8,000人、そういう過疎化の進んだ、あるいは僻地のまた僻地というような地域だそうです。しかし、そこに誕生した中村町長という人は、町を1つの企業体として考えて政策を施した中で、日本一のもうかる自治体になったというテレビを見ました。

よって、私は御宿町もぜひいろいろなことに縛られることなく、町長の、町長になろうとした、私が町長になったらこういうふうにしていくんだという約束がたくさんありましたよね、マニフェストが、その中にやっぱり景気対策、経済活性化を進めて、そして教育・福祉の充実を図るんだというマニフェストにうたってあります。まさに今、町長はその思いをぶつける時期、時だというふうに私は思って、それでこの景気対策として一弾、二弾、三弾と考えているのかどうか、具体的にどういう政策をもって御宿町の町民の皆さんが不安なく過ごしていただけるのかという、その政策があったら聞かせていただきたいと思えます。これは担当課じゃなくて、町長みずからひとつお願いします。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど白鳥議員さんから、先にご承認いただきました緊急経済対策のご質問をいただきましたが、1,600万。これは、例えば年間予算32億円程度と考えたときに0.5%になります。やはり、何と申しますかね、8,000人弱の人口で30数億の予算でございまして、そういう中でこれだけの経済対策をさせていただいたということは、本当にある意味では精いっぱいのことだと思うんです。

そういうことで、現在これの準備に入って、間もなく具体的に活用がなされますが、まず一つは、この経過を見守っていきたいと。それと同時に、先般臨時会でも皆さん方からいろいろ

ご指摘をいただいたように、ある意味では観光だけじゃないですよというご意見もいただきましたので、町づくり委員会の中でいろいろなご意見をいただいております。そういう中で、これから検討して、必要なものは、そういう経済対策に資するものは実際に実施していきたいと思えます。

そういうことで、かなり財源がございまして、大きな額はなかなか手当てできないという現状ではないかと思えます。そういうことで、まずは貝塚議員さんのご質問になかなか満足したお答えにはならないと思えますが、現時点で、先般ご承認いただきました対策について経過を見るということで、よろしくお願ひします。

○10番（貝塚嘉軼君） 今、町長のお考えを聞かせていただいたんですけども、確かに限られた予算の中で前回捻出しました1,600万円、活性化対策としてご承認をいただいたということは非常に大変だと思います。だけど、先行きの見通しとして非常に厳しいというのは、実際に皆さん、これでは私たちは果たして生きていけるかしらというような声が、きのうも大半だったです。

ですから、私はそういう声を町長に伝えれば、町長は未曾有の対策を考えて私は対処していきますというお言葉を聞いたことがあるので、であれば、こういうお話をすれば二弾、三弾という対策を町長は考えていただけるんじゃないかというふうに思って、私は町長に考えを聞いたわけなんですけれども。

甘いかもわかりませんが、いつもでしたら私はこの一般質問、一番先に手を挙げていろいろと聞くんですけども、正直言って今回は皆さんが一生懸命にいろいろと聞いておられるので、私が出る幕はないというふうに思っていたんですけども、やはりどうもこの夏、御宿は夏にかせげるというイメージというか、そういう風土というか、そういう経済の循環であった御宿の、それがまさにそうなんです、今思うには崩れようとしています、崩れかかっています。ですから、そういうことを早目に察知して、町長としてこういう手を打ちますよ、こういうふうに考えていますよということをお聞きして、町民の皆さんに、安心してみんなで頑張らしましょうということをお願いしたかったんです。

先ほどちょっと、私がお話しした岩手県の葛巻町というのは、いろいろと山間部において、山があつて風も強いと、風害が多いという中で、それを逆手にとって、それを金にかえて財政を豊かにしたと。あるいは牧草地を有効にということで、全国から子牛保育園という名でお預かりして出産2カ月前にお返しすると。それで、1頭1日500円でお預かりする、そういうよ

うなビジネス的な経済政策を打っていったと。

そういう中で、やっかいものの風を何とか利用しようということで風力発電も考えて、それが町全体に供給されて、なおかつ余って、それを行く行くは東京に売ろうというような考えで町をやっているというようなことをあれしまして、ここ10年で年間6,000万円の黒字を出して、そして年6億円ずつの借金を返しているというすばらしいリーダーシップを発揮して、町民よりも牛の数のほうが多くて、それだけのあれでふんが出ますね。そのふんをまた利用してバイオ燃料にかえて、そこからまたもうかってくるというようなことで。

これの経営はどうやっているかという、第三セクター方式でやっている。そうすると、見ると全国で6,706の第三セクター法人があるそうです。そのうちの37%は赤字経営です。ですから、第三セクターといったときには、みんなどうもこうもなくていいんだいいんだというときもありましたけれども、事実37%の第三セクターが赤字であると。

しかし、この葛巻町においては現在17億円以上の収益を誇っておるというようなことで、これを見てふと私思い出したのは、ちょっと時間があって早く終わる予定なんですけれども、町長、思い出してください。町長は現職担当課長で、たしかおられたんじゃないかと思えますけれども、町おこし株式会社を設立しようということで、いろいろと千葉総研の研究機関を利用して、今企画財政課長でおる木原課長などもそのプロジェクトチームの一員として、2年半ぐらいですか、検討したけれども、これは議会で否決されてペアになりましたけれども、そのときの計画、それはまさにこの葛巻町の町長がやっているようなことを、あのときは考えたんじゃないかと思えます。

だから、過去のことですけれども、そういうことももう一度考えて計画を立てて、町長は短期・中期・長期というビジョンでものを実行していくと、起こしていくということを言っていますけれども、私はそうやりながらも、やはり過去に計画を立てたものの中で、今現在これなら使えるぞと、これはまさに今だというようなところも考えられるなというふうに思っています。ここにいる議員さんでその計画を知っている方は何人もいないと思います。石井議員以上かな。何人かおるんでしょうけれども、とにかくそういうような感じですが、それを今現在、財政課長の木原課長なんかはよく心の中にしまっておるんじゃないかと、わかっておるんじゃないかと、あれが実行されていたらもう少し御宿町もよくなっていたかなというような部分も、私は思います。

それはそれとして、ぜひ町長、思い切った政策を打ち出して、やはり町民が安心して過ごせ

るような対策を講じてください。それだけお願いしまして、私の一般質問はこれで終わりにいたします。（拍手）

○議長（新井 明君） 以上で、10番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了します。

ただいまより10分間の休憩といたします。

（午後 2時43分）

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時58分）

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（新井 明君） 続きまして、5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 石井芳清君 登壇）

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、町長の政治姿勢について伺いをしたいと思います。

まずと申しましょうか、これは都度、都度お聞かせいただいているわけでありますが、政策の実現方法、手法と申しましょうか、私自身の理解不足であるというふうにも思うわけでありますが、しかし、議会におきましても多くの議員の方々から、なかなか理解ができないことがたくさんあるというようなお話も伺っているところでございます。率直に施策の実現についてどのように臨んでおられるのか、いかれるのか。今般も防災問題、町づくり、観光施策と、前段で質疑が交わされたわけでありますが、改めて石田町長ご自身の思いについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 政策の実現方法ということでございますが、行政計画は地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経て総合的かつ計画的な基本構想を定められて、地域住民総意の町づくりの方向性を示すこととされています。

御宿町におきましても、現在平成24年度を終期とする第3次基本構想並びに後期基本計画をもとに施策決定を行っており、財政負担の平準化や緊急度・重要度を踏まえながら、機動的かつ計画的な行政運営を進めているところでございます。

議員のご質問であります政策の実現手法ということでございますが、広く町民の皆様や関係機関のご意見を伺いながら、総合計画はもちろん、マニフェストに掲げました行政課題を計画的かつ着実に進めていきたいと考えております。制度の実現に向けた手法につきましては、住民の方々からいただいたご意見やご要望をしっかりと受けとめながら、施策効果や緊急度を総合的に勘案した上で、政策の決定を行っているところでございます。

また、災害発生時など意見調整を行う時間的余裕がない場合は、行政といたしまして適時適切な判断を速やかに行っていく必要があるものと認識いたしております。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。総合的、計画的に行うというようなお話を伺ったわけでございます。

これまで、町長は協働の町づくり、また対話の町づくり、そしてこの間も議会でも充分説明し協議をして町政を運営してまいりたいと、このような趣旨のご発言をされておったかというふうに思います。しかし、この間も前段者が質問をしておりましたが、いわゆる緊急対策という中で、例えば商工関連団体へのクーポンの運用、そしてもう一つは、今般の定例議会補正予算も同様でございますが、いわゆる旧御宿高校の買い入れですか、多分そういう予算だろうというふうに思うわけでありましたが、こうしたものにつきましても、この間の協議の中でまだ充分審議が尽くされていないというのが実態であろうというふうに思うわけでありまして。

特に、東日本大震災を踏まえまして、やはり町民全体に対してどういう適切な方法があるのか。ほかに代替手段はないのか。また、これまで使っておらなかったところ、休眠しておるところ、こういうものはどのように活用していくのか。そして、特に防災問題では、国・県の計画がまとまってから本格的には着手したいというような、先ほど前段者への答弁もありましたが、やはり避難場所——ちなみに、まだ余震についても1日10回から20回、震度1以上であります。こういう余震が続いている最中でございます。そういう中で適切な住民への指導、こういうものも大事ではないでしょうか。そういうものを踏まえながら、町政を運営していくということが大事ではないでしょうか。

特に、議会への十分な説明と協議を行うというふうに述べておられたというふうに思うわけですが、これは議会との関係でございますので、この分についての答弁を再度いただきたいというふうに思います。考え方についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど政策の実現ということでお話し申し上げましたが、私の基本的

な認識として、3・11の大災を受けまして現時点で政治も行政も平時ではないと、平らなときではないという認識が一方にございます。そういうことで、幾つかの施策について説明が不十分というところもあるかもしれませんが、その辺はご理解を願いたいと思います。

○5番（石井芳清君） 平時ではないということで、それは認識は一致するわけではありますが、この後についてもそれについては具体的な質問も予定してございますので、その中で伺っていききたいと思います。

ちなみに、私もささやかでございますけれども町民の皆様にアンケートをお配りいたしまして、今集約しているところでございます。まだまだサンプリング数としても大変少ないわけでございますけれども、この中で1つ紹介させていただきたいと思います。

まず、暮らし向きということでございますけれども、御宿町はやっぱり高齢者の方が多いんでしょうか、「変わらない」という方が大変多いようでございます。そしてまた「苦しくなった」という方が次に多いようでございます。「よくなった」という方は今のところ全くおりません。それから、町へ要望したい項目という中では、まず第一に「介護保険料・利用料の減額」、そして「シルバー人材センターの設立」、それから「地震・津波対策の強化」、それから「町道等のバリアフリー」、それから「町民の足の確保」、それから「国保料の値下げ」、こういうものが上位を占めておりました。

それから、先ほどご紹介いたしました、御宿高校については町としての活用法をぜひ検討してもらいたいという声も、ちなみに上がっていたところでございます。これらについては後ほどまとめて町長のほうに提案し、位置づけのために努力をしていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

東日本大震災と町づくりについてお伺いいたします。

まず、大震災について町長の認識、そして基本とすべきことについてお伺いをしたいと思います。

御宿町は、この間大震災の被災者の救援という点では支援委員会が発足し、原発事故の中で一番困窮していると想定される福島県南相馬市を当面の支援先としてまいりました。そして、町長初め南相馬市を訪問し、市長さんにもお会いをし、お見舞いと具体的支援についてお話をすることができました。また、南相馬市からも田中市議が御宿町を訪問し、受け入れ状況について調査をされました。そして、支援物資についても、報道では全国からの支援物資は県段階

で山積みになっているという状況も報道されていることもありましたが、御宿町はこうしたピンポイント、1対1という中で必要に応じた物資を届けることができ、南相馬市の皆さんに活用いただけたのではないかと考えるものでございます。

南相馬市では、コンビニを初めほとんどの事業所が営業を停止し、市外のボランティアもいない状況の中、市役所職員が20日間、当時4月冒頭でございましたので、不眠不休で住民の命と暮らしを守る最前線で働いておりました。また、議員も職員とともに市役所に寝泊まりをしながら、地域の多様な要望を初め災害対策や支援受け入れの取りまとめなど、奮闘されておられました。当日、ご訪問したときにも議長さん初め対応いただいたところでございます。そして、南相馬市の田中市議も、被災者とともに体育館で生活をしておられたというお話も伺ったところでございます。

災害の一番の守り手は自治体職員であるとともに、医療・介護・福祉・子育て支援など自治体本来の仕事の充実こそ、災害に強い町づくりの基本であるということを、私は再確認をしたところでございます。

もう1点は、御宿町としても大事にしてきた言葉であります「きずな」であります。地域のきずな、ネットワークが災害時に大きな力を発揮するということが、この間の報道で示されたところでございます。残念ながら、この御宿町でも、格差と貧困を増長する国の施策の中で少子高齢化が進み、きずなが崩壊するのではないかという心配の声も上がっております。私の住む布施地域でも、あと10年たったらお祭りを初め地域の共同作業はできなくなってしまうのではないかと、それどころか、自分の家の庭の草さえ掃除することができなくなってしまうのではないかとという声も上がっているところでございます。

私は、地域防災のかなめ、防災力が何よりも自治体本来の仕事の充実、そして地域ネットワークの充実強化にあるというふうに考えるところでございますが、これについての町長の所見を伺いたいというふうに思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問にあります東日本大震災の認識及び基本とすべきことということではよろしいでしょうか。それでは、このことについてお答え申し上げます。

このたびの大震災は、申し上げるまでもなく未曾有の大災と言われ、地震や大津波で亡くなられた方、行方不明になっておられる方は2万3,000人を超えております。発生から3カ月を過ぎましたが、瓦れきの撤去や被災者の生活再建がまだまだ思うように進まず、多数の皆様が

心身ともに不自由な生活を送っておられます。原発事故も重なり、8万4,000人を超える皆さんが今でも避難を続けておられます。

このたびの震災で、幸いに御宿町を含む周辺地域には大きな被害はありませんでしたが、海岸に面する町として、震源地により、地震の大きさによっては同じような状況に陥るおそれが充分にあります。未曾有と言われ、かつてない、あるいは千年に一度の大災と言われ、東北地方で起きましたが、起きてしまったということは千年後に、あるいはそう遠くない時期に、日数を数えない近い時期にも起きる可能性があると思うわけであります。房総、東海沖での大地震の発生確率についていろいろと言われておりますが、あのような大きな地震がもしこの沖合で起きたらと思うと、震撼せずにはられません。

この大災を受けまして直感いたしましたことは、できるだけ備えは一日でも早くしたほうがよいということであります。海岸に面する市や町の首長は、先般の森田知事との懇談において、千葉県に対して一致して、10メートルの津波が九十九里、房総の海岸を襲ったとき、そのことを想定しての防災計画を立ててもらいたいと申し上げました。私は、町民の生命・財産を守ることは町長としての第一の仕事だと思っております。震災時の備えに、ハード面では公共施設の避難所としての活用整備、避難所として活用できるようにしておく。救援物資の備蓄。ソフト面においては避難訓練を中心にした心の備えであります。

各地域で一人ひとりが避難路について、訓練により経験し認識を深くしておく。自主防災組織により区役員の皆様方を初めとして多くの方々のご協力をいただかなければなりません。各避難所の場所の確認、当該場所の高さの確認、さらに訓練しなければならないのは子供たちや避難弱者と言われます支援を必要とする皆さんの訓練の実施を、何度となく行われなければなりません。そのような備えを充分にしていかなければならないと考えている次第です。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。町長ご自身の決意は了解をいたしました。私が今お話しさせていただきました防災力のかなめ、いわゆる町長は確かに決定権者でございますから大変重要でございますけれども、その決定に従って手足・耳・口となって働くのは職員の皆さん、公務員の方々。そして、前段者でも質問ございましたけれども特別職、一番大きいのは消防、それから区役員、社協の職員、たくさんございますね。

そうした人たちのネットワークが、私は防災力そのものだという認識、私自身はそういうふうに認識しているわけでありましてけれども、あくまでも町長、それについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 石井議員さんおっしゃるとおりだと思います。

○5番（石井芳清君） 了解しました。

そういう面では、特に消防の方々、先ほどもご紹介ございましたけれども、今般の震災では200名を超える方々がお亡くなりになったと、まだ行方不明の方もいらっしゃる。そして、多分行政職員もたくさんの方々が避難誘導の中で津波にのみ込まれてしまったと、行方不明の方も多んじゃないかというふうに思うわけであります。

ですから、そういう面では一番のときに命も差し出しながら、本当に住民の命と財産を守る、これが公務員の仕事そのものでございます。そういうことをきちんと町長ご自身は理解した中で、長の任にあたっていただきたいということでございます。

こういうことは前段者でもかなり質疑もされておりますし、私も納得するところもございませうが、幾つか細かい点について確認をしていきたいと思っております。特に、今町長がおっしゃったとおりでございますが、まずこうした地震・津波に対する正確な情報の伝達、そして速やかな避難、そして避難所の対応というのが一番今緊急に求められていることだと思っております。ハード面というのはお金と計画がございませう。町単独でできることとできないことがございませう。これはもう順次やっていただくしかないと思うわけでございますけれども、今すぐできることというのは、この辺はやっぱりさらに洗い出していきたいというふうに思っております。

防災無線、これは先ほどお伺いをいたしました。消防についてもお伺いをいたしました。

幾つかあるわけですが、一つは、今度の地震の中で情報の手段の一つとして、やはり一番求められたのがテレビだというふうに聞いています。これは画面の情報というのは非常に大きな力がございませう。御宿町は、この間地上デジタル放送を整備いたしましたして、御宿町は中継アンテナで基本的には見られるようにするというので、御宿町に近いところに中継の電波塔を設置いただいたと。ただ、残念ながら中山間地域もあるということで、直接受信できるところは半数ちょっと超える程度なのかなというふうに伺っております。引き続き共聴でやっているところが多いというような話も伺っております。

しかし、大体避難をするところは高台でございませうし、そういう場合、今までも紹介させていただいておりますけれども、例えばこういう携帯電話、これも地デジの放送を受信できるものでございませう。簡単なもので、車のナビなどについても地デジ放送を受信できるものが多数あるようございませう。そういう今度のような中で、御宿町は幸い停電にはならなかったわけ

でありますけれども、停電した場合に、この中継塔というのはどれくらい放送ができるのかということが一つ問題になるというふうに思います。

それから、ラジオについては、今非常に微弱な電波、簡易放送というのが認められておりまして、今般も仙台市のNPO団体がミニFM放送をいたしまして、これが非常に地域の身近な安否情報でありますとか、お店屋さんがあいていますよとか、ガソリンが販売になりますよとか、そういう身近な情報とか音楽も含めて流して、癒し、それから必要な情報の提供、きめ細かな情報を流しているというようなこともございました。

もう一つは、インターネット、そして当然携帯ですね。今般千葉県御宿町でも携帯電話の通話というのは総量規制があって携帯電話が実質的には使えない状況でありました。しかし、これは音声通話でございます。今は普通メールというものができるようになってございまして、このメールというのは総量規制の範囲に入らなかったということで、これでインターネットの国や県の防災情報を見たり、またみずから親戚だとか友人だとか、そういうところにメールで安否の確認をしたりということで、大変有効な手段であるということが今回明らかになりました。

その中で、特に防災情報については役場がホームページで流しているというふうに思うわけでありましてけれども、この中で御宿町も4月1日からホームページをリニューアルしていただいたわけで、見かけは変わったんですけれども、余りそういう面での情報発信ということについては、私は見たんですけれどもそういうところが見当たらなかったんですけれども。

一つは、更新情報ですね。ホームページで更新したんじゃないなくて、それが全市的にも更新したのがわかるようになるところが大変多うございます。もう一つは、この間何度もお話しをさせていただきましてけれども、ツイッターという仕組みなんですけれども、約140字の小さいホームページですね。これは、こういう容量の小さい携帯電話でも受信ができるということで、それで必要な防災情報を流しましたよと、必要な広報を流しましたよと。例えば、一番新しい情報だと、御宿町は緊急情報の中でプールが安全確認されましたよというようなことを各自治体で流しておるようです。

御宿町は高齢化率が大変高いということで、こういう情報機器はなかなか扱いが難しい、私だってやっと使っているのが実態ですけれども、テレビを見てみましたら、避難所の中で小さい子供さんが親御さんの携帯電話を借りて、それを見ながら安否情報だとか、さっき言った地域の情報ですね。こういったものを掲示板に書いて張り出しているということがございました。

まさにきずなだというふうに思うわけであります。

まず、この辺について御宿町は今どのようなになっているのか、地デジの停電のときですね。それから、インターネットなどでの防災情報、ちなみに、今年度から学校関係は緊急連絡網ということでメールでの配信ということで、例えば千葉とか東京で働いていても、すぐそういう安否情報を含めて登録できるというようなことになったようでございます。これについても4月以降の予算になっております。実施状況ですね、登録状況などわかればご報告をいただきたいと思います。とりあえずここまでのところ。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） まず、ご質問のテレビにつきましては、昨年秋にいすみ市の大原台に中継局が設置となりました。おおむね御宿地区の8割カバーすると認識しております。この場合、中継局が停電になった場合、バックアップ体制ですが非常用バッテリーがついておりまして、設計的には8時間以上ということになっています。たまたまNHKに問い合わせますと、同じ機種は今回の被災地でそのような状況に至ったと。その場合は10時間もったという話を受けております。

また、町は4月1日にホームページを更新しまして、各課に担当者を決めて情報を更新するようという指示を出しております。まとめは当然うちのほうの課ですが、議員からご質問のありましたPSS更新情報、またツイッターについても必要な人が自分で情報をとると、災害時の活用や情報を活用した防災活動に役立つというご指摘がございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

特に御宿町は今年度から光通信ですね、こうしたものも設備をしてきたわけでありましたが、せっかく町財政として指導しながら設備をしてきたわけですから、そうしたものがさらに有効に利用されると、またそうしたものの仕組みに対して、町も積極的な対応をとっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

速やかな避難と避難場所ということでございますが、これは前段者で議論されておりますが、「津波てんでんこ」というような本もございます。やはり一刻も早い避難ということと、これも巻末にあるわけですが、この日本というのは津波常襲地帯だと。その「じょうしゅう」の「しゅう」という字が、最近は漢字で「襲う」という言葉が使われている。ところが、

やはり常習というのは、先ほど議員の方もおっしゃっていましたが「習う」と、やはりこれについて、繰り返しは大事ですよ、地震が来たら津波なんだという認識を常に持つようじゃないかと、それが一番の身を守る手じゃないかというのを経験的におっしゃっておられるようでございます。

この中で幾つか、具体的な避難については先ほどお話がございました。避難場所について幾つか確認をしたいと思います。

1つは、公共施設等の避難場所でありますけれども、これは日中、平日であれば当然職員などがいるわけでありますので問題ないと思うんですけれども、例えば日曜・祭日であるとか夜間、こうした場合はとりあえず施錠がされている状態だというふうに認識をしております。また、たしか御宿高校についても避難場所に指定しているわけでございますけれども、県道から見るとすぐにさくがございますね。あれもたしか施錠されているんですか。あと一番てっぺんの正門のところがあると思います。

こうした公共施設のかぎは、それは町がほとんど管理しているところだと思うんですけれども、具体的に何分ぐらいかかるのかなということで質問も参っているところでございますけれども、公共施設を避難場所に指定したところのかぎの管理ですね、これについて具体的に、今25分なんですけれども、何分ぐらいであけられるのか答弁してください。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 避難所のかぎの開閉というようなご質問でありますけれども、まず旧御宿高校につきましては総務課の防災係がかぎを持っております。有事の際にはまず開閉ということで駆けつけることとなります。それができた段階で、避難所としての広報をすることになっております。また、旧岩和田小学校の体育館等につきましても同様に教育委員会等がかぎを持っていますので、そういった対応をとってまいりたいということであります。

最大でも10分以内には開閉ができるんじゃないかということで考えております。よろしくお願いたします。

○5番（石井芳清君） 了解しました。10分以内ということで、公民館等、社協とかたくさんあるわけでありますけれども。例えば、社協等はちょっと民家が少ないんだろうなと思うんですけれども、町へ直接行くか、また近隣で区役員の皆さん、もしくは、一番いいのは現職の職員の皆さんが近くにお住まいであれば、ただ、その方が日中だといないこともありますけれども、そうしたことで、今回複数のかぎということで検討いただきたいと思います。

近隣の市では緊急時では窓を破って使用してくださいというようなお話も、現実的にはあったようではありますが、ちょっとやはりなかなかなじみませんので、きちんとかぎをあげて、ガラスですので、あれを割ってけがをしてもまずいので、御宿町は小さい町ですので、なるべくきめ細かな現実的な対応をとっていただきたいと思います。これは緊急を要する内容でございますので、至急調整をいただきたいと思います。

それから、その避難所の中の幾つか、さっき装備すべきものということでご質問もあったわけではありますが、1つ私は、AEDの避難場所の設置が必要じゃないかなと思います。今般の津波避難でも、やはり建物に挟まれた、もしくは津波にもまれたという中で、そうした方がたくさんおられたということも報道で聞いております。ちなみに、私よく認識しておらなかったんですけれども、御宿町はかなりの台数のAEDが設置されているというようなことでございます。

ちなみに、御宿町の商店会は昨年度県の補助金を使いまして10台ですか、商店に設置をされたというふうに伺っております。私も議員なんですけれども、全くそういうのを今般まで知らずにいたと。そういえば、お店にいくとそういうマークが張ってあるのは承知をしておったわけではありますが。こうしたものも今年の中で各消防も含めて設置することが進んできたというふうに思いますので、こういうAEDを装備するということと、それをきちんと広報をアップロードするということですね、最新情報にかえていくということが大切だと思うんですけれども、このAEDの扱いについて、必要性についてどう考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） AEDの配備につきましては、今議員ご指摘のように商工会でも10カ所整備をいただいております、町も数年来整備を進めてきておりまして、トータル8台、8カ所に設置をしております。これ以外に広域消防でも持っているわけではありますが、避難所の開設にあたりまして、例えば総務課でも1台、レンタル用のを持っておりますので、有効にこれを活用してまいりたいと考えております。

AEDにつきましては日常の点検が非常に重要となってまいります。そういうことで、有事の際には、例えば小中学校であるとか、そういったところのAEDを借用して避難所に配置をするということが望ましいと考えております。それは、今後の防災計画等に位置づけしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。ぜひ対応をとっていただきたいと思います。

それから、情報機器であります。先ほど総務課長の答弁の中では、発電機を設置したいということでしたが、今般の地震は大変大規模でありまして、まだまだ電気も多分通っていないところもあるんだろうと思うんですね。ちなみに、乾電池でありますけれども、単三という小さいのは比較多いんですけれども、単一という大きい乾電池は、まだ十分に商店の中に在庫がないというのが実態であります。

それで、確かに発電機も重要だと思うんですけれども、やっぱりこういったような情報機器を動かすためには、太陽電池の充電器でありますとか、手回しのそういうものがあれば充電できるわけですね。それから、太陽電池と申しましても庭先に置く、中に蓄電池があって夜になると1日ぐらいついていてというのもございますから、発電機だけに頼らないで、それこそ省エネというか、エコじゃないですけれども、現実的にどんな場合でも最大限の対応をとるといことの中で、こういうものは多分1,000円とか2,000円単位で買えると思いますので、そうしたのも備品の中にぜひ組み入れていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、特に今般の地震では大変たくさんの方々が、先ほども紹介ありましたけれども10万人近い方々が避難をされているというようなことでございます。

災害というのも、地震、津波、台風と多様でございます。それから、一次避難、二次避難、三次避難ということもあるようでございます。私は、こうした中で御宿町は比較的公共用地、広場、こうしたものがたくさん、しかも高台にも点在しているという認識をしておりますので、町として比較的長期に滞在できる、利用できる、生活できるテントですね、大型のテント。こうしたものを設置をして多目的に利用できると。しかも、ほかの地域で災害が起こった場合にそういうものは貸し出しも可能なわけですね。ということは、私は検討に資するのではないかというふうに思うわけです。

と申しますのは、建物というのはやはりどんな事態が起こるかわかりません。ですから、それが災害に遭って使えないという場合も想定されるわけでありまして。ですから、そういう面で二重三重、しかもテントというのはそんなにお金がかからないというふうに思いますので、私はぜひこれについての検討をいただきたいなというふうに思うわけでありまして。情報機器とテントの活用について。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議員ご指摘のように、災害については予測のつかない状況が想定

されるわけであります。例えば、避難所であれば避難所自体も被災するという事も想定できますので、テントであればいかようにでも対応できるということだと思います。今後検討してまいりたいと思います。また、情報機器についても検討を進めてまいります。

○5番（石井芳清君） 了解しました。

もう一つ、避難に関してなんですけれども、ちょっと確認をしたいんですが、先ほど申し上げましたけれども、自治体職員、また公共の場所で働いている職員が現実的には避難誘導に当たるといことで、御宿町は幸い、行政区については自主防災会ということ、いわゆる七つ道具というんですか、ヘルメットでありますとかトランシーバーでありますとか、そういったものを付与して防災活動をしていただいているわけでありまして、自治体職員などについては、それについてはどのようになっているかについてお伺いをしたいと思います。基本的には最低限ヘルメットでしょうかね。これが、例えば役場の職員はどうなっているのか、学校はどうなっているのか、児童館・保育所ではどうなっているのかということでありまして。

そういう意味で、自治体職員というのは被災地では防災服で住民の対応にあたっているというふうにお話を伺っておりますけれども、これは1着程度ではやはりだめだと思いますので、少なくとも複数程度は持って、そうしませんとやっぱり特に御宿町は観光の町ですから、よそからの観光者に対しての避難誘導を含めまして、やはりきちんとした防災服、それですぐに認識できるわけですから、この人は間違いのない人だと、公共の人だと、だったら話を聞くも含めて。

そうしないと、我々住民が言っても極端に言うとなんの権利があるんだという、善意が善意でなくなっちゃうという話。そういう面では、昨年の夏も職員の皆さん大変苦労されたと、それは別のことなんでしょうけれども、お話も伺っています。やはり、防災のときはきちんと服装を整えて職務にあたるということが基本だというふうに思うわけでありまして、この辺の整備内容について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 防災服につきましては、先ほどもご説明させていただきましたけれども、これまで専用の準備がなかったということでありまして、6月の補正で職員96名分を予算計上させていただいております。1着だけではということは、確かにそのとおりだと思います。長期化すれば1着ではとても対応できない、足りないというようなこともございますので、まず一たん1着分を計上させていただきましたので、今後、予算の許す限り早期の対応を

とってまいりたいと思います。

また、ヘルメット等につきましては、建設また現場を持っている課ではすべて用意をしております。また、役場の消防隊等でも一定数は職員用に確保しておりますので、それに対応にあっているところがございます。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 小中学校のヘルメットの状況ということでございますが、小学校につきましては、昨年は不審電話等の騒ぎがございまして当初から購入を予定しておりまして、現在先生方すべてヘルメットは持っております。中学校につきましてはこれまでなかったということで、今現在至急注文しておりまして、間もなく納品されるというような状態です。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保育所と児童館ということでございますが、こちらは防災頭巾については子供たちは用意してございますけれども、ヘルメットにつきましては従来なかったものですから、今回のあしたの補正予算に計上させていただいておりますので、ご協力をいただきたいと思います。

あと、防災服でございますけれども、こちらについてはすぐ子供たちを避難誘導ということでございますので、ただ、今総務課長おっしゃるように、避難所の対応としては保育所の職員もあたることとなりますので、そういった意味では防災服というような整備はお願いしたいと思っています。

以上です。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

では、次に移りたいと思います。

災害者への対応ということで、登録制度の細かい説明が先ほどありましたけれども、よく見落としがちなのは制度上のはざまと申しましょうか、そういう中で、夜間独居・昼間独居という方がございます。こうした方もございますし、任意登録といってもなかなかすべての方が登録される状況というのは残念ながらないという状況でもございますので、そうした者への対応についてとっていただきたいということでありますが、対応としてはどうでしょうか。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かにご質問のとおりでございまして、私どものほうでは、ただいま防災時の要支援者避難支援個別計画というものを計画してございまして、その中で、

今申し上げられたようなことにつきまして整理をしていくわけですが、今のところは個人情報関係がございますので、手挙げ方式で整理せざるを得ません。その後、先ほど瀧口議員のご質問でもございましたけれども、ひとり暮らし高齢者とか民生委員が調べている別の数値がございます。その差額の200名程度を今後どうしていくかという問題になっていくと思いますので、とりあえずは方法等を決めた段階で啓発活動を行いまして、その後、第二弾として何らかの方策を考えていかなければならないなというふうには考えております。

○5番（石井芳清君） よくわかりました。御宿町は高齢者が大変多い町でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、次の観光客の避難誘導については、後段で産業理念の再構築というような質問をさせていただきますので、一括こちらのほうで質問したいというふうに思いますので、次に移りたいと思います。

広域協定ということで、先ほど防災協定のお話ございました。具体的にひとつお聞かせ願いたいと思います。特に、支援に行く、もしくは支援の受け入れ、今回は御宿町もとったわけではありますが——支援というか被災者の受け入れですね。御宿町も全町体制で対応をとっていたということではありますが、特にあってはならないんですけれども、御宿町が広域災害を受けたという中でのそういう支援者の受け入れですね、ボランティアの受け入れ。

これも今度の東北地方の、特に5月のゴールデンウィークのとき、日本全国からたくさんの方々が訪れまして、大体朝着いても現実的に作業に入るのが3時過ぎてしまうというようなこともあったわけでございます。確かに少ない人数の中で直接住民に対応するというのが手いっぱいだというふうに思うわけですが、

当然、今後の防災計画の中では計画されるんだろうというふうに思うわけですが、とりあえず、あってはならないんですけれども、関東沖の地震ということも想定されておりますので、これについては町としてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今議員のご質問にもございましたように、ボランティアの受け入れ等については非常に混迷をしているという状況が今般の大震災でも伺えます。町といたしましても、これにつきましては防災計画でそれぞれ班が位置づけされており、また、社会福祉協議会等にもこの辺の役割を担っていただくということにはなっております。

しかしながら、具体的に経験を踏まないとなかなか体制はとれないというのも事実でありま

すので、今後、町と県の防災訓練等もありますので、そういったもので積極的に職員を研修させたいということで考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

本当ならば、今現在東北地方等に具体的なボランティアに行くということが非常に学習になると思うんですけども、残念ながら、私自身もこの地域はいつ地震が起こるかわからない、津波が来るかわからないという中で、やはりそういう中では少ない職員の中でそれを割く状況にないという認識を持っております。ですが、そういうしかるべき研修のときにはきちんと対応をとっていただきたいというふうに思うわけでありませう。

次に移ります。

危険箇所の総点検と対策ということでお伺いをしたいと思ひます。

今、梅雨の時期でございますし、最近は100年規模という豪雨がたびたびあるというのが実態でございます。地震・津波以外にも台風や豪雨に対する備えも大変必要となっております。こうした危険地域の再度の把握ということも大変重要であると思ひます。

具体的には幾つかございますので、これについて対応をお聞かせいただきたいと思ひます。

1つは、うちの近くでございます橋でございます。たしか沢又橋という名前だったというふうに思ひますけれども、御宿町といすみ市をつなぐ橋で、どちらが管理者なのか私にもよくわからないのでありますけれども、これについても先般橋脚のところに竹等が大変たくさん、雨の関係で漂着をしておりますして、土木委員の方々も対応をお願いしたいというお話もあったかと思ひます。また、この橋のほうも、何度も橋を超える大水の中で表面が削り取られて補修も行ったということでございますが、これは今、御宿町は橋脚等の点検等を行っているというふうに伺っておりますが、ちなみにこの橋についてはどういう管理、管理者そのものがどなたになっているのかということですね。これは御宿町としても町民が使っているものでありますので、これについて対応はどのようになっているかということでございます。

それから、急傾斜地ということでちょっと気になったことでございますが、高山田の春日神社の入り口でございます。これは県道のすぐわきでございますけれども、上がり口でございますが、ここはかなり前の大雨のときに崩落をいたしまして、土どめ工事なんですけれども、木でさくをやっておるんですけども、これが大分腐ってございます。これがもしこの梅雨の大雨の中でもちこたえられないということになると、そのまま即県道に出てくるわけでございます。これについてですね。

それから、直接防災ということではないのかもわかりませんが、町民の安全ということでアンケートにもたくさんお声をいただいておりますけれども、いわゆる交差点の安全対策ということで、1つは役場進入路です。この下の県道のT字路のところでございます。もう一つは、御宿台の交差点でございます。これは行政区の中でも何度となく協議をされているというお話も伺っておりますが、両方とも大変似たような地形で、片方は十字路、片方はT字路なんですけれども、いわゆる町なかから出てきて坂を上って、直線になって広くなっていくというような状況がございます。要するに東から西に移動する場合なんですけれども。

片方は両方とも一時停止になっているんですね。必ず一時停止はするんですけれども、優先車両については、片方は一時停止で優先路線ですので必ずとまるだろうと。停車した人もかなり遠いので十分に安全確認をしたと。ところが、現実的には片方の優先車はどんどんスピードを上げてきますので、予想より早く接近してしまう。事故には至らないんですけれども、そういう危ない思いをしたというお話を伺っております。

御宿台については、何回か現実的に事故が起こっていると、人身までにはいかないかもわかりませんが、というお話も伺っております。御宿台につきましても、信号機は大変お金がかかるんじゃないかということで心配をされている声もあるわけでありまして、とりあえずこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 点検の関係につきましては、先ほど白鳥議員のときにお答えした内容と同じでございます。

沢又橋ということでございますけれども、いすみ市との境になっておりまして、管理については、基本的には御宿町のほうが管理するべき橋というふうに認識をしております。橋脚とか河床が洗掘されているということでございますけれども、今回の長寿命化計画の前段の点検を行っております。その結果に基づきまして、計画の中に盛り込んで直していきたいということです。

また、河川を狭めている流木等のごみにつきましては、臨時職員と役場の職員を動員しまして自前でやってみようかなというような考えでおります。

もう一つの高山田の春日神社入り口ということでございますけれども、県道沿いの前面、県道に沿ったところについては重力式の擁壁ができていくということです。春日神社入り口のほうにつきましては、調査しました結果、町のほうで木さくをやったということがわかりました。

それについて、今後もう少し現地を精査いたしまして、対応が必要であればそういう施工をしていくというふうな考えでおります。

また、交差点の関係でございますけれども、これは基本的には交通安全ということでございますけれども、安全協会とかそういうところに働きかけを行っていくというような形になろうと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 交差点の信号機の設置ということでお答えをさせていただきますが、御宿台区三者協議によりまして教育委員会から、一昨年来から信号機設置についての要望がなされているということでもあります。信号機の設置につきましては、管轄する警察署に要望を町から上げるということになっておりまして、この取り扱いにつきましては警察署のほうで検討の上、上申をして、警察本部の交通規制課で判断をするということになっております。

今回、これについては一たん回答をいただいておりますので、この内容としましては、交通量がまず少ないということでもあります。それと、見通しがよい交差点であるということもございます。あわせて交通事故発生件数、3年間の事故統計に基づいて判断をした結果、現段階では必要性が非常に低い交差点ではないかというのが警察署のほうの見解でございます。

しかしながら、危険を感じているということは事実でありますので、引き続きこれは要望をしまいたいと思います。入り口交差点につきましては、今現在まだ警察のほうとの協議はしておりません。今後、いすみ署と協議してみたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

○5番（石井芳清君） もし設置となった場合、費用についてちょっとお伺いします。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） これはすべて県事業になります。

○5番（石井芳清君） 交通安全対策ということで、町事業ではないということは理解いたしました。以上の点について、早急に対応というか、特に安全対策をとっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。原発事故とエネルギー問題についてお伺いをいたします。

今般の原発事故は、人災というよりも政治災害の色調のほうが強いのというふうに理解しております。先般の国会でも、事業者みずから、今回の事故は人災であるというような認められる発言もなされたというような報道もあったわけでもあります。原発ゼロへのエネルギー計画に

転換すべきというふうに考えるものでありますが、町のトップとして今般の原発事故、また今後のエネルギー対策についてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 日本の将来のエネルギー計画をどのように考えるかというご質問でございます。

私は、エネルギー政策と経済政策は連動するものであると考えておりますが、将来的には私も石井議員さんと同感であります。将来的に太陽光、風力、地熱、バイオマスなどクリーンな自然エネルギーにかわっていくであろうと考えます。しかしながら、原子力と自然エネルギー発電を比較いたしますと発電量が全くけたが違います。ある程度の経済成長を保ちながらエネルギー政策の転換を図らなければなりません、原子力を大規模に自然エネルギーに転換するためには半世紀近くのときを要するであろうと考えるものでございます。

このたびの原発事故により、日本のみならず世界において自然エネルギーへの転換の速度が早まるのではないかと考えております。

以上です。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

今、原子力エネルギーの話がありましたけれども、私も直ちにというわけではございませんので、計画的な対応というふうに私自身も思っております。

ちなみに、例えば自然エネルギー、先ほど貝塚議員からもある自治体の報告がございましたが、太陽光、中小水力、地熱、風力だけで、日本全土が有する自然エネルギーというのは20億キロワットというふうに想定されているということでございます。いわゆる日本にある発電設備の電力供給の約10倍、原発54基の発電能力の40倍あるということでございます。ちなみに、これから質問しますけれども、御宿町は自然豊かで緑もたくさんありますけれども、余分な緑もたくさんあるわけですね。そうしたものをバイオマスとして当然活用できるわけでございます。御宿町では海岸がございまして。これは確かに津波は危険でありますけれども、津波発電、波力発電、こういうものも御宿町として当然想定できるという中で、やはり日本そのものがそうした自然エネルギーを利用したエネルギーに、大胆に変革していく必要があるというふうに思うものであります。

それでは、幾つかお伺いをしたいと思います。

1つは、放射線の測定と公表ということでございまして、先ほどの議員の質問に答えて、こ

れについては測定と公表をするというふうなお話を伺ったところでござ、ます。その場合、大変大事なのは、先ほども幾つか見解が違っておったかというふうに思いますが、きめ細かな測定と丁寧な公表ですね。これが大事であるというふうに思います。

1つは、千葉県の教育委員会は1メートル50センチでしたか、放射線の測定は1メートル50センチということで基準点というものを公表したようでもございまして、しかし、問題は今度の放射能の問題で大変大事なのは、植物も含めてなんですけれども、いわゆるホットスポット、ホットアトムスポットと言いましょか、地域によって非常に高いところがあるというふうなことが報道されております。

先ほど、前段者、1ミリシーベルトという中で私も同感でございまして。と申しますのは、1ミリシーベルトというのはいわゆる放射線の管理区域ということで、法定で決まっておるようでもございまして。ですから、そういう面では国はいろいろ言っているようでもございましてけれども、やはり1時間当たり0.1ミリシーベルトというのが、私はやはり基本ではないかというふうに思うわけでもございまして。ちなみに、20ミリシーベルトというのは職業的に放射線を浴びる人の基準であるというふうに、日本の法令では決まっているというふうに伺っております。

ちなみに、幾つか測定をしたところでもございまして。正確な報道ではないので場所は控えますが、ある地域では、学校施設なんですけれども0.08、0.07、0.04、0.09、ですから0.1以下だということなんですね。ところが、いすみ郡市の中である地域なんですけれども、これは非常に簡易なもので測定したということでも注釈がついておるようでもございまして。正確な測定器を用いたら別の数値になることも考えられますが、一応町としてはかったところ0.22、0.19という数値のようでもございまして。ですから、このいすみ郡市の中でもそういうホットスポットというところはあるというふうに理解できます。

それから、千葉県が、千葉県に来る降下物の各種分析結果というのを公表しております。これは4月時点でありますけれども、やはり4月以降は雨の日以外は割と不検出の日が多いんですけれども、雨の日は非常に高い値になっています。250とか900ですね。ですから、ご承知のとおり福島第一原発では天井があいていますから、蒸気も出ていますから、相当量の放射能物質が大気中に拡散をしていると。それが気流に乗って、雨に乗って落ちてくるということが想定されるんじゃないかと思っております。

この間の調査、特に東京とか千葉県内の幾つかのところでは、空気中はかなり下がっているんですけれども、地べたに落ちているのはやはりかなり固定的で思った以上に、というのは毎

日わずかながら上から落ちてくるんだと思うんですね。放射能の蓄積があって比較的高いレベルと。特に雨、雨どいの下ですね。この間も、そういう中では浄水場の汚泥、下水道の汚泥ですね。こうしたものに非常に比較的高い放射能が出ているという報道があるわけです。

ですから、確かに基準点で比較する点ではいいと思うんですけども、やはりお母さん方の不安にこたえるためには、具体的にそういう心配されるところをはかってみて、これも予算が通れば多分放射能測定機を買うということだそうですので、そういう場所をきちんとはかってみて、必要以上の線量があれば、これはやはりすぐ除染、除去してもらうということが大変大事だと思うんですね。それが、先ほど白鳥議員も言いました年間被曝量——要するに被曝というのは蓄積だということでございますので、それをやはり少なくするということになるかと思いますので、高かったらきちんと精密調査も受けて除染する、除去するという対応をとってもらうことが私は大変大事であるというふうに思います。

ですから、近隣の自治体みたいに0.1以下であればいいというふうに思うんですけども、それ以上のデータが出た場合は、その対応をとってもらうというふうになると思うんですが、ちょっとその辺について、とりあえず一番大事なのは子供たちの環境でございますので、教育委員会としての考え方をもう一回確認したいと思います。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 先ほども申し上げましたとおり、測定器を購入した後には定期的な検査というのはやっていきたいというふうに考えております。あと、今回補正予算でお願いしておりますが、土壌自体の調査のほうも予定しております。数字上で高いところがあるようであれば、対応は図ってまいりたいというふうに考えております。

○5番（石井芳清君） 場所としては、今私が指摘したような、非常に線量が高いというふうに想定される場所についてもはかるということによろしいですか。

○教育課長（大竹伸弘君） グラウンドについては位置を定めてはかるということで考えております。

○5番（石井芳清君） ですから、その理由としてはわかるんですよ。全県どうなっているかということでわかるわけですけども、それよりも、今言った部分が非常に心配されているんです。例えば、先ほど側溝の掃除という話もありましたけれども、側溝についても、千葉県内は多いかどうかわかりませんが、非常に高い線量があるということで、区会では掃除するという事になったんですけども、その自治体ではそれはきちんとどうするかという作

業内容を国から指示があるまでやめてほしいという、そういうような対応があったわけです。

ですから、そういうこともありますので、そういうところに近づかないと。一番いいのは、法的にきちんと除去してもらおうということだと思っただけですけどもね、学校施設については。それはやっぱりやってもらわないとわからないじゃないですか。そこだったものですから、基準として1点について定期的にやるということも大事だと思うんです。それから、またそういうお子さんの環境を守るという中で、そういうことについてもはかって、やっぱり異常値が出たらきちんと正式な検査機関に出して判断を仰いだらいかがですか。そのためにははからないとわからないじゃないですか。ですから、それについて確認します。

○教育課長（大竹伸弘君） そういった場所については計測をしていく方向で考えております。

○5番（石井芳清君） はい、わかりました。

○議長（新井 明君） 質問中でございますが、10分間の休憩といたします。

（午後 3時59分）

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き一般質問を開始します。

（午後 4時11分）

○5番（石井芳清君） それでは、放射能問題について具体的にというか、産業面の中で農・海産物についてもきめ細かな対応をとっていただきたいというふうに思うわけですが、まず、これらについての測定と公表で、測定はするというところでございましたけれども公表についてですね。

それから、もう一つ大事なのは異常値が出た場合でありますけれども、これについては速やかに対策を講ずるということが必要だというふうに思います。ちなみに、政府の官邸のページを見ますと、東京電力福島第一・第二原子力発電所事故における原子力損害の範囲の測定等に関する第二次指針というのが5月31日に発表されております。そしてまた、当該の事業者でございます東京電力株式会社からは「仮払い補償金の支払いのご案内」ということで、個人事業主、法人の皆様へということそれぞれ報道もされておるわけですが、これらについて、担当として、町としてどうされるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、放射性物質の海水調査とかについては、既に御宿町の

ホームページに掲載済みです。また、千葉県の方にも協力をお願いしまして、環境生活部水質保全課の方に御宿町のデータが掲載されております。

先ほど、瀧口議員にお答えしました海水浴場の砂の検査についても、また町営プール、そして高山田、上布施、実谷の水田の土壌調査、夏野菜のキュウリ・トマト、葉物野菜についても載せていきたいと思っています。葉物野菜については、千葉県の農林水産物について県で53市町村、6月15日現在で277検体が既に検査されておりますが、今後私のほうで進めていくのは出荷されない野菜を中心にしまして、住民に安全を確認してもらうような形で進めていきたいと思っています。千葉県の水産物についても、県が行っている農産物についても、御宿町のホームページからリンクされておまして、そちらの方のホームページも閲覧できるような状態になっております。

また、議員ご指摘の、仮に異常値が出た場合ということではありますが、まず最初に県の方に報告し、補償等の対応はできるだけ早目に進めていきたいと思っています。仮払いの東京電力が出しておりますものについては、具体的にまだ町の方に制度説明がございませんので、今後あったときにその内容をもう一度検討させていただきたいと思っています。

○5番（石井芳清君） はい、了解いたしました。

それから、放射能問題なんですけど、最後に、先ほど白鳥議員も大変心配されておりましたけれども、御宿町の将来をしょって育ちます子供たちですね、健康のモニタリングというのは、私は大変重要だと思うんですね。多分国のほうもそうした制度を今後つくってくるというふうにするわけですが、特に非常に感受性が高いと言われているのが甲状腺だというふうには報道されております。こうした放射線への影響がどうなのか、例えばアスベスト等の、これは法定でそういう施策ですね、場所も含めて問うというようなことになったようでございますが、放射線等の被曝についても健康被害の懸念が想定されます。先ほど白鳥議員もお話しされておるとおり、被曝というのは累積でございますので。ちなみに、年間5ミリシーベルトを超えるという中では労務災害が認定されるというふうには国の施策のほうはなっておるようでございますので、これは今後ですけれども、ぜひこうしたものも率先して町として検討いただきたいということを申し上げて、次に進みたいと思います。

次に、自然エネルギーへの誘導政策ということでお伺いしたいと思います。

町は、今年当初、東北大学石田秀輝教授のご講演を賜りました。石田先生は、町長と同じ名字でございますが、ネイチャーテクノロジーということで自然の摂理、自然のエネルギーを私

たちの生活に生かそうじゃないかということで、非常に熱心に研究をされておる方でございます。

今、そちらにはコピーをお渡しいたしましたが、東北大学のこの研究科では、こうした「先取りした2030年の暮らし」ということで、先生は子供たちに非常に熱心に教育、それは当然未来をしょって立つということ、そういう面では小学生高学年程度に充分わかる内容で、節電するにはどうしたらいいのかなということ、非常に丁寧な内容のレクチャーになっております。先生のホームページを見ますと、御宿町で講演をして、その感想も大変いい町だということ、そういうふうなお話もされております。

今後、省エネの計画というものも町としてもやっていきたいということもおっしゃられていましたけれども、ぜひこうしたものの活用を先生のほうにご案内させていただいて、御宿町として活用したい。こうしたものを広報に載せる、また学校教育等に生かしていくということが大変大事であろうというふうに思います。

そうしたことも踏まえまして、先ほど貝塚議員からも提案がありましたが、ぜひ石田先生に打診をしていただいて、今後の町づくり、2030年から見て必要なもの、ライフスタイルを提案するという非常に先駆的なお話をいただいたわけでありますけれども、まさに時節にかなった内容だと。まさにこれからの日本のあるべき方向を、先生は当時ご提案をいただいたというふうに理解をしておりますので、それについて町長、いかがでしょう。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 自然や自然エネルギーを大切に、政策に誘導する考えはありますかという趣旨のご質問であると思いますが、結論を先に申し上げますと、可能であれば取り入れていきたいと考えております。

石田秀輝先生の講演は非常に高度なお話であったと思います。地球資源、エネルギーは有限であるという認識の中、自然の持つ機能、ネイチャーテクノロジーをいかにこれからのライフスタイルに反映し、実現できるかといったお話であったと思います。トンボの羽の原理を活用しての風力発電や、砂漠の中のシロアリの巣の原理を活用しての部屋の空調環境を整えるといったお話もありました。

また、歴史を振り返り、イギリスの産業革命やアメリカにおいてのアメリカンドリームの達成などは、皆自然を破壊し、自然と決別した中で産業振興を図ってきたが、日本はそうではなかった。自然を大切に、江戸時代の文化として培われた粋な心を発揮し、自然を大切に

て経済発展を遂げてきたと。先進国の中で国土の70%以上が緑であるという国は、世界の中で日本だけであるというお話を聞きました。

また、近代の歴史の中で、明治維新や太平洋戦争を経てきたが、粹な心に代表される日本人のアイデンティティーは今に生きる子供たちにしっかりと受け継がれていると。ある調査で、90%以上の子供たちがしっかりとした日本人としてのアイデンティティーを持ち続けていると。このような調査報告は、私たちに自信と誇りを持たせてくれました。

自然エネルギー誘導政策は意義あるものであると思いますので、研究し、検討していきたいと考えております。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。ぜひ先生のご協力を仰ぐようお願いしたいというふうに思います。

ちょっと時間もないので次に移りたいと思います。

公共施設及び用地の利用計画についてお伺いをしたいと思います。

まず、財政の見通し、本年度の歳入の見通し、次年度以降についてお伺いをしたいと思いません。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、財政計画の見通しということですが、町では平成25年度から始まります第4次基本構想を、本年度と24年度の2カ年で作成することとなっております。現状では実施計画で23年度から24年度までの財政計画を示しております。しかし、これも東日本大震災前の財政見込みによる計画でございます。ちなみに、歳入予算決算見込みで平成23年度は32億4,000万円、平成24年度は36億3,600万円と示しております。

東日本大震災の特徴は、先ほどから幾度も未曾有という言葉が使われておりますが、巨大地震と津波により広範囲に被害が及び、被災地の毀損額は阪神・淡路大震災の約9.9兆円を大幅に上回り、25兆円を超えると見込まれており、加えて福島第一原発事故という、極めて厳しい難しい問題が今なお継続しており、複合災害の様相を呈しています。

復興にかかる国の財源、復興債につきましては、所得税・法人税を一定期間引き上げる方針を政府民主党が検討していると本日の新聞報道がありました。被災地の早期復興を国を挙げて取り組むためには膨大な財政出動が必要となってきます。地方自治体の役割については、国からの具体的な説明や通知等は現在までありませんが、今後、地方交付税のうち特別交付税の一部や各種補助金等について少なからず影響があると認識しております。また、原発事故によ

り自粛や風評被害が発生するとともに、節電や計画停電が求められており、町の主要産業である漁業、観光業を初めとするすべての産業、給与所得にも大きな影響を及ぼし、町の貴重な自主財源である住民税も減少するものと考えております。また、交流人口の減少によりプール等の町施設使用料の減額や、雑入における宝くじ助成金の被災地への重点配分などによる減少等も懸念されております。

一方、歳入面では、本年度が償還ピークの公債費は、24年度には23年度と比べ約5,000万円減額となるものの、社会福祉費の伸びが見込まれております。したがって、これらの影響を見込むとともに、今まで以上に国の動向に注視しながら、慎重な財政運営に努める必要があるというふうに認識しております。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

確認をしたいんですけども、平成23年度については32億4,000万円、平成24年度については36億3,600万円を想定するというようなお話がありましたが、歳入については今減じているという報告がございましたが、たしか私の記憶によりますと、昨年度は通じて補正込みで町税収入マイナス5%シーリング、本年度予算についてもたしか当初はマイナス5%という中の予算策定だったというふうに理解していますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 本年度は、事務的には一応見込んであります。ただ、震災の直後の影響額ですから、今後夏のピーク、またそれ以降の状況を見ないとわからないと。実際の見込みは予算想定時、予算編成時の12月ごろ決算見込みを出して確定していくという状況になります。まだ今の時点で住民税がどれくらい減るかというのは把握できていないというのが現状でございます。

○5番（石井芳清君） 了解しました。1回目の答弁も含めまして、大変厳しい状況であると、そういう認識であるということで理解をいたしました。

それでは、具体的にお伺いをいたしますが、御宿高校跡地利用、御宿台の学校用地等でありましてけれども、これらについて、これまで公共施設等の用地利用について強力的に進めたいというようなお話も伺ったところでありますが、具体的にそれについてどうなっておるのかについて、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 高校の跡地購入に関することについてのご質問だと思います。

先ほど来から申し上げさせていただいておりますけれども、私は第一に防災面で、また第二に活性化事業として、地域の活性化として活動させていただければと考えております。そういうことで、石井議員さんからご質問いただいている中で、県としての活用というようなことがちょっと言われていますけれども、一応平成19年に千葉県の町村会の議会議長会に対して、町議会はこの御宿高校の跡地利用について、福祉施設としての学校誘致について要望書を提出されておりますが、その回答として県が、県自体としては活用を考えてないと、全庁的な組織である県有財産活用処分促進委員会で審議を依頼して、財産処分について検討に入っていますというようなご回答が来ていると思いますが、そういう中で、その後2ないし3の大学の誘致のお話がありましたが、なかなか進展しなかった経緯がございます。

私が町長に就任して数カ月たったときだと思いますが、県から競売のお話をいただきましたが、私としては地域としての活用をぜひ考えさせていただきたいということで、いろいろな誘致等検討してまいりました。そして、現在に至っておるわけでございます。

○5番（石井芳清君） 御宿高校跡地だけ今答弁をいただきましたが、先ほど貝塚議員の質問にどういうふうに町長は答えたかと申しますと、活性化ということで先般の、いわゆるクーポン等ですね、臨時会の予算ということしか町長はお答えになりませんでしたよね。この間、町長は議会にも町の活性化、最近では防災としての位置づけの中で購入したいと。防災というのは一時期の問題ですから、それを365日——東北地方は2年、3年という地帯もあるようでありますけれども、一般的にはそういう対応だというふうに理解をしておりますので。

そうであるならば、貝塚議員の答えにきちんとお答えになるべきだと思ったんじゃないんですか。これが精いっぱい活性化の予算だとあなたはおっしゃいませでしたか、1時間ほど前に。そのときにきちんと、これについてもあなたは提案をされているわけですから、今般の定例会に。もう議会に議長が承認して議案が来ていますよね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○5番（石井芳清君） ちょっと待って。それで、それはもうぎりぎりだとあなたはおっしゃいましたよね。そうはおっしゃってなかったですか。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は、1,600万円に対してぎりぎりだと言ったのは、観光予算としてということを上上げたはずなんです。それで、ほかに前の臨時議会等で皆様方が、ほかの各産業と申しますか、各分野にもやはりいろいろ活性化のことを考えていったらどうかというご

意見をいただいた中で、町づくり委員会の中でいろいろご意見をいただいて、これについては今いただいた段階ですから、第一次産業あるいは第二次産業等いろいろと出てきておりますけれども、そのたびにそれに関して検討していきたいと……

○5番（石井芳清君） それは活性化でしょう。

○町長（石田義廣君） そうです。

○5番（石井芳清君） だったら、こういう案を提案しておりますと、あなたはさっきおっしゃった、これがぎりぎりですと。財政課長もおっしゃいましたね。大変厳しい財政運営をしていると、町民の生活も大変苦しいということですよ、課長がおっしゃった内容は。国・県からだって大変厳しいと。あなた自身が貝塚議員に活性化について、町長として二弾、三弾どういってお考えがありますかとお聞きされたじゃないですか。それについて、これが手いっぱいでございますとあなたはおっしゃったでしょう。そういう答弁内容を。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は今申し上げましたけれども、1,600万円という額について、観光予算として……

○5番（石井芳清君） 貝塚議員は活性化についてお聞きしたんじゃないですか。第二弾、第三弾ときちんと見込みをおっしゃったじゃないですか。

○町長（石田義廣君） 私は観光に関する活性化予算という理解で、そのように申し上げたわけでございます。

○5番（石井芳清君） 御宿町は全体的に私だって観光だと思っていますよ。観光の農村づくりですよ。主要な産業だと私自身思っていますよ。ただ、その方向性は若干違うかもわからない。でも大事な産業だと思っていますよ、私は。いいじゃないですか、活性化で。活性化で使うんなら。

提案されているんだったら、そのとおりきちっと述べるべきだったんじゃないですか。あなた自身がこの芽をつまんだんですよ、先ほどの答弁の中で。そういう認識ですよ、ここにいらっしゃる議員の皆さんは。

時間がないから先に進みます。そういう認識だけの問題です。

高校跡地については、町民からもぜひこれを活用してくださいという言葉在先ほども紹介しましたけれども、来ております。で、私からの提案。県の防災センターというのは今幾つかとまっています、この非常時に。たしか県南にはないというふうに伺っています。それは先ほど

町長述べたので私も知っております。

しかし、今般の事態において、これは県の施設でありますので、そうした施設に使っていただくと、県南の防災の拠点にして使ってもらおうと。例えばヘリコプター基地をつくってもらおうとか、そういうことだって可能じゃないですか。高台だから津波も来なくていいじゃないですか。そういう法則だってあるじゃないですか。今、県の持ち物なんですから、で、県はないわけですから。以前、例えば図書館についても提案させていただきました。房総はありませんね。そうしたものを町として誘致したらどうかというお話もいたしました。今般、これはやっぱり防災です。その中で、県としての役割をどういうふうにこの県南で発揮していただくかというのが大事じゃないですか。今後そうしたところも協議する、買うことが前提じゃないでしょう、それは。

そうしたことも協議すべきじゃないですか。あなたはおっしゃったじゃないですか、防災に取り組むと。町がやることは限られているんですよ。予算だって全体で50億円、今おっしゃった今年36億円ですよ。それで、しかも税収入だって減ってきていると、町税そのものも。ですから、こういうものはせつかくですから、県の施設ですから県としてそういう対策をとっていただくということを、これは要望ですので、ぜひ検討いただきたいということです。

それから、御宿台の学校用地でありますけれども、先般の議会で町長は移管を受けるというふうにおっしゃっていました。これはいつごろどういう形で行うのか、期限についてお伺いをしたいと思います。それから、用地について今後どのような計画を持っておられるのか。

私、提案なんですけれども、これはたしか今般の地震の災害の中で、特に保育園生を持つお母さん方から陳情があったというふうにご伺っております。この御宿台、小学校用地と保育園用地でございます。保育園用地はちょっと狭いようでございますが、小学校用地、私も見させていただきましたが大変広いところでございます。ここを整備をして保育園とすると。それから、せつかくですから高齢者が集う防災を兼ねた、そういう複合施設にするということは大変有意義だと思うんですね。

あそこは土木課の関係でも、きちんと地盤も安定しているというような報告もあるようでございます。そういう施設にすることは、私は非常に理にかなっているというふうに思うわけがありますけれども、これについての考えというか、今後の経過と考えるについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 御宿台の小学校用地、4者協定上のこれについては、町長のほうから24年度中に移管を受けるようにという指示をいただいております。相手の企業側にもそのように伝えております。利用計画等については、夏前までには一たんは内部の協議でどういふ案があるかということをもとめたいと思います。あわせて、行政区のほうにも意見としてどういふことがあるかということ、9月までに参考としてご意見をいただきたいということは区長さんを通じてお願いしております。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今、議員から保育園というふうなご提案をいただいておりますが、前回の耐震審査のときにお話を申し上げたように、岩和田の保育所との合併という形で耐震が棚上げの状態になっておりますので、そういった複合的に、学校も含めた中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

それから、先ほどの社協の改築ですか、これもあそこでそのままの土地で、面積でという、私はやっぱり大分不足するのかなというふうにも考えます。これも今後検討いただくわけですけれども、ただ、公共施設を全部集約して1カ所でいいのかなというのは、また防災で、やはりいろんな場所にいろんな状況で公共施設があるというのも、私はまた必要だと思いますので、そういうことも考えながら、せつかく社協の改築もあるということであるならば、今度どういふふうに土地利用を考えるかということの中で、どこに建てたらもっと有効に活用できるのかということも、ぜひ検討の中に入れていただきたいというふうに思います。ちょっと時間がないので、この問題は終わりにします。

それから、次に産業理念の再構築について伺いたいと思います。もう3分程度しかございません。やはり、今般の大震災を受けてどう考えるか。特に海、プール、それから一番問題になっているのは花火大会だろうと思います。避難誘導計画について100万円で計画策定されるというふうにお伺いをいたしました、ご承知のとおり夜間になります。今般、幾つかのところでも大きい花火大会が中止というような報道もされている中で、御宿町も幾つか何回も細かい問題、一つ一つは申しませんが、起こっている中で、先ほど総務課長から、この夏は計画停電もあるよというお話を先般伺ったという中で、地震・津波という問題をどう両立していくかというのは大変大きな問題だというふうに認識しておりますが、これについて、まず観光基本計画ですか、それを含めてどう考えるか、議案についてどう考えるのか、また、具体的

に今言った特に花火大会ですね、避難誘導等についてどう考えるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今回の6月補正で、まず海岸部の避難誘導看板や海水浴場の津波避難計画、そして7月16日にまず海水浴場開き、また町営プールの開設に合わせて無料開放するお客さんを含め管理者全員で、また町消防隊、地元警察、海上保安庁などの協力をいただきながら、地域住民自由参加の避難訓練を実施することによって、まず意識の高揚を図り、観光客全体に誘導を図りたいと考えております。

また、どうしても津波避難計画を骨子として考えているため、早急に作成し、各イベントごとの避難マニュアルを今後作成する予定でいます。また、御宿町で作成した津波ハザードマップを観光客全員に配布することができないことから、今回作成中の町、商工会、観光協会、料飲店組合の協力によって進めているグルメマップに各地区ごとのわかりやすい公共施設の避難所を掲載して、マップを作成して誘導していきたいと考えております。

○5番（石井芳清君） わかりました。

具体的な計画、特にもう間もなく7月に入りますので、早い段階で予算つけるの難しいでしょうけれども、早急に我々議会のほうにも、また住民のほうにも計画を提示して具体的な避難対応を図っていただきたいというふうに思います。

時間でございますので、一般質問を終わりにさせていただきます。（拍手）

○議長（新井 明君） 以上で5番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（新井 明君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

明日17日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 4時40分）